

平成20年 第2回沼田町議会定例会（1日目）会議録

平成20年 6月19日（木）

午前10時00分 開 会

1. 出席議員

議 長	9 番	杉 本 邦 雄	議 員	1 番	津 川 均	議 員
	2 番	横 山 忠 男	議 員	3 番	高 田 勲	議 員
	4 番	大 沼 恒 雄	議 員	5 番	絵 内 勝 己	議 員
	6 番	上 野 敏 夫	議 員	7 番	橋 場 守	議 員
	8 番	中 村 保 夫	議 員	10 番	渡 邊 敏 昭	議 員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	西 田 篤 正 君	監 査 委 員	山 木 一 男 君
教育委員長	植 木 和 美 君	農業委員会	中 山 勝 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	藤 間 武 君	総務課長	金 子 幸 保 君
地域開発課長	神 憲 彦 君	財政課長	辻 山 典 哉 君
農業振興課長	生 沼 篤 司 君	住民生活課長	栗 中 一 弘 君
建設課長	谷 口 勲 君	和風園園長	浅 野 信 行 君
旭寿園園長	吉 田 憲 司 君		

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	松 田 剛 君	次 長	辻 広 治 君
-----	---------	-----	---------

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	金 平 嘉 則 君	書 記	岡 田 敏 行 君
------	-----------	-----	-----------

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長の諸般報告
	町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
	一般質問
承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて
承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて
議案第 3 9 号	沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第 4 0 号	沼田町ふるさとづくり寄付条例の一部を改正する条例について
議案第 4 1 号	幌新いこいの森公園条例の一部を改正する条例について
議案第 4 2 号	沼田町化石館設置条例の一部を改正する条例について
議案第 4 3 号	指定管理者の指定について
議案第 4 4 号	沼田町道路線の変更について
議案第 4 5 号	平成 2 0 年度沼田町一般会計補正予算について
議案第 4 6 号	平成 2 0 年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第 4 7 号	平成 2 0 年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第 4 8 号	平成 2 0 年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第 4 9 号	平成 2 0 年度沼田町介護保険特別会計補正予算について
議案第 5 0 号	平成 2 0 年度沼田町老人保健特別会計補正予算について
議案第 5 1 号	平成 2 0 年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第 5 2 号	平成 2 0 年度沼田町公共下水道特別会計予算について
報告第 1 号	繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
報告第 2 号	株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について
報告第 3 号	財団法人沼田交通教育協会の事業計画及び決算に関する書類の提出について
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
選挙第 1 号	沼田町選挙管理委員及び補充員の選挙について
意見案第 3 号	国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）について

(開 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）おはようございます。皆様ご苦労様です。定例会を開会する前にご出席の説明員、並びに傍聴者の方々へ議長より一言申し上げます。本日議員におきましては、軽装のまま議案の審議を行いますことを予め申し沿えます。説明員におかれましても、上着を脱いで議会に望んでいただきたいと議長より提案致します。只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、本日をもって招集されました、平成20年第2回沼田町議会定例会を開会致します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（杉本邦雄議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番、横山議員、及び3番、高田議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（杉本邦雄議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。絵内委員長。

(議会運営委員会報告 絵内委員長登壇)

○委員長（絵内勝己委員長）おはようございます。平成20年第2回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審査結果を報告申し上げます。去る6月12日午後3時から議会運営委員と正副議長出席のもとに開催致しました。議会事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところであります。これによりますと、定例会に提出される案件は、諸般報告2件、一般質問、町長に対して5人9件、更に専決処分3件、条例について6件、平成20年度補正予算案8件、報告3件、諮問関係が2件、選挙1件がありました。また議長に提出されました陳情2件のうち、1件を上程すべきものとして取り扱うことで意見の一致をみたところであります。以上付議事件全般について審議しました結果、今定例会の会期としては、本日19日木曜日から20日金曜日までの2日間とすることで意見の一致をみております。以上を申し上げます。議会運営委員会の報告と致します。

○議長（杉本邦雄議長）委員長の報告が終わりました。お諮り致します。本定例会の会期は委員長報告のとおり本日から20日までの2日間に致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から20日までの2日間に決しました。

(諸 般 報 告)

○議長（杉本邦雄議長）日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、月例出納検査結果報告書を提出致しましたのでご覧願います。

(町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告)

○議長（杉本邦雄議長）日程第4、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題と致します。始めに町長。

(西田篤正町長 登壇)

○町長（西田篤正町長）おはようございます。平成20年度第2回の定例会を招集申し上げましたところ、ご多用のところ全議員のご出席を賜りましたことを、厚く御礼を申し上げまして、只今から一般行政報告を行いたいという風に思います。宜しくお願い申し上げます。

(以下、一般行政執行方針を朗読)

○議長（杉本邦雄議長）次に教育長。

(松田 剛教育長 登壇)

○教育長（松田 剛教育長）教育行政報告を申し上げます。

(以下、教育行政執行方針を朗読)

○議長（杉本邦雄議長）以上で一般行政報告並びに教育行政報告を終わります。ここで休憩と致します。直ちに10時50分より全員協議会を開催致しますので、議員に皆様は議員控え室にお集まり下さい。なお、午後の開会は1時と致します。

10時33分 休憩

13時00分 再会

○議長（杉本邦雄議長）再会致します。日程第5、一般質問を行います。町長に対して一般質問を行います。通告順に順次発言を許します。3番、高田議員、「就農支援実習農場の労働力確保について」を質問して下さい。

○3番（高田 勲議員）はい。3番、高田でございます。私からは昨年より開設されている就農支援実習農場の運営形態について町長の基本的な考え方につき質問さ

せていただきます。

実習農場は国営の就業支援センターに入所している人たちが、農業実習を通して自立、更正を図り、確実な社会復帰を目指す施設として、今や全国より注目されている農場であります。また、農業を基幹産業とする我が沼田町において、将来にわたり農業への就労人口を確保する為の戦略的施設であることは言うまでもありません。この春までは肉牛の肥育、或いはハウスの椎茸栽培、収穫が主たる実習内容となっていたようですが、当初の計画によると今後、トマトジュース用のトマトの栽培や、花卉の栽培など事業の拡大が予定されている様に伺っております。

実習農場における現在の人員体制、すなわち職員、パートの職員、実習生の人数がどのようになっているのか、また十分とお考えか、まず第1点目町長のお考えをお伺いしたいと思います。

就業支援センターの入所者、すなわち実習生は当初の予定より大きく下回って推移してございます。一方で農場も収益のことを考えたとき、ある程度事業を拡大していくのはメダイであると考えます。実習生がなかなか増えないなかで、今後の事業拡大に人的にどのように対応して行かれるのか、2点目この点についてお伺いしたいと思います。

3点目ですが、先程も申しましたとおりこの春までは、今までは冬期間であった為、実習生は椎茸の収穫が主な業務になっていたと聞いております。毎日同じ仕事を繰り返して辛抱強さとか、忍耐力を養うことも非常に大切なことであり、立派な実習であると認識しておりますが、毎日単調な同じ仕事の繰り返しとなると、精神的にも厳しいものがあるのかなという風に考えます。仕事のやりがいとか達成感を与えることが、非常に大切であると考えますが、実習生の仕事の与え方がこれらをやりがい達成感を加味して行われているのか、また今後屋外での作業も増えてくると思われますが、肉牛、椎茸の他にこれらの仕事も実習生に与えて、と言いますか、実習させながら実習期間を送っていただくつもりがあるかどうか、以上3点につきまして西田町長に質問したいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）3点ほどの質問がありますけれども、第1点目のですね、体制につきましては、まあご承知かと思いますが、指導員が3名とそれから現在、今日現在では支援センターにですね、入所している子供さんが2人、5人のところ2人退所致しましたので、今現在3名ということで、ご指摘のとおり非常に入所者が少ないなかで厳しい状況にあるということをもまずご理解いただきたいという風に思っているところでありますが、まああの、私どもも、法務省もそうだったと思いますけれども、当初比較的安易にですね、容易に定員12名のうち10名程度は確保出来るんでないかというような想定がありましたけれども、それぞれ国も初め

ての事業ということもありまして、各少年院等への周知が若干遅れたのかなという気が致します。今あの盛んにパンフレット等を新しく作りましたり、或いは昨日もあの、中央の、法務省の主催の全国の研修会の折にですね、そういう沼田の農場の或いはセンターの形態、或いはそういう目指すもの等を大きくPRしていただいて、全国的に今展開をしてるということでございますので、序々にあの人員の体制が整ってくるのかなという風に思っているところであります。

経済的などと言いますか、運営面を考えないで言いますと、非常にあの、その人数の少なかったのが逆に言うと、そのセンターの運営上は非常に良かったのかなという風に思っております。と言いますのは駐在保護司もですね入れまして、調理員も全部入れまして9人くらいの新しい職員が居るんでありますけれども、まあそういう人たちが非常に経験が浅いなかで、そういう子供たちを受け入れたということを非常に不安視をしておりましたけれども、そうした人員の少なさは逆に良い結果になったのかなと思っておりますが、まあ収支上からいくとですね、ご指摘のとおり非常に厳しいものがありますので、今後とも法務省と協力しながらですね早い時期に12名の定員のうちの10名程度を確保出来るように努力をしたいという風に思います。したがってあの、実習農場のそれぞれの農業実習についてはですね、その12名程度の子供が入ったときのことを想定して当初から樹立をしておりますので、今ご指摘の椎茸の栽培等が非常に単純作業で一番それが主力になっているというのは、これはあのご指摘のように冬期間の働く場所が無くて困るということで、それを取り入れている訳ですけども、要するにあの単純な作業が続くというそういうあのご指摘をされる方もいらっしゃいますけれども、今までの冬期間についてはやむを得なかったのかなという風に思っておりますし、ただこれからですね、3人なり4人なり、まあ5人くらいになったとしても絶対量の子供が少ないと、非常に当初の思うとおりの計画の実習というのはなかなか難しくなってくる。この辺は法務省に昨日も私行かれましてですね、説明してきた訳でありますけれども、そうしたことの無い様に徹底した、その有意義な実習が出来るような体制を作っていかなきゃならんという風に思っております。しかしながら人員がそういう風に増えないとすればですね、その少ない人数のなかでどうやって子供たちに農業体験をしていただくかということも考えながらですね、今あの月に何回かセンターと農業振興課或いは住民生活課も入ってですね、連絡会議を設けておりますので、その中で子供たちの実習、そのものがどういう形態であることが有意義なのか、理想なのかということですね、少ないながらもどういう風にしたら良いかということ十分に連携を取りながらやって行きたいと思っておりますし、法務省に対しては実情はこういう状況では十分なことは出来ないということは言っておりますので、早急に埋めてもらうような体制を取っていただくということでお願いをしていきたいという風に思っ

おります。したがってあの、現在の事業をですね、極端に拡大していくというのは非常に難しいだろうという風に思いますが、今やろうとしているトマトの栽培、或いはじゃがいも、かぼちゃだとかの栽培等を入れながら、出来れば子供たちに感動を与える花の栽培を取り入れていくということは当初からの計画にもありますので、そういうものに序々に着手をしながらですね、有意義な子供たちの研修の場にしていきたい。しかしながらあの、単純に言うとな農業の作業だけですと非常にやっぱり子供にとっては厳しい農作業になる訳ですね、やっぱり高校生或いは中学生ぐらいの、高校生ぐらいの子供さんですから、単に農作業だけを毎日連続的にやるとすれば、非常にやっぱり子供にとっても苦痛になることがあるだろうと思いますけれども、私やっぱりそういうものに耐えてこそやっぱり、1年間の研修を終えてですね、一社会に出て対応が出来る人間になるんだろうとそんな風な思いもありますので、まあそういう人間形成の面からですね、どういう風にしたら良いかということもひっくるめて、観察所と十分相談させていただきながら進めて行きたいという風に思っているところであります。したがってあの、申し上げましたのは、当初の私どもが目指していた農場の運営計画とは今随分方向性が違っているということとはご理解いただきまして、それを出来るだけ子供たちのニーズに合うような実習農場の形態に、或いは町の負担がですね、多くならないようなそういう経営を噛み合わせながら更に検討をして行きたいなとそんな風に思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それとあの子供たちが少ない分どうしているんだということでしょうけども、これはあの月ですね、大体45人程度の高齢者事業団の方を雇って今あの、その穴を埋めておりますので、まあ去年は役場の職員にも各課ごとに相当その中に参加をいただきましたけれども、現在はそういう状況で進めておりますので、ご理解いただきたいという風に思います。

○3番（高田 勲議員）議長。

○議長（杉本邦雄議長）はい、高田議員。

○3番（高田 勲議員）あの、実習生が少ないから色々と運営にも苦勞されている様でございますが、やっぱり農場の効率とかを考えるよりは、支援センターに入っている入所者のですね、自律更正と確実な社会復帰ということを第一に考えて実習に当たっていただくべきだという風に考えているんですが、仮に農場全体の収支の問題があったとしても、彼らの社会復帰に一肌脱ごうということで、町全体で論議して設置した実習農場でございます。実習生の仕事のやりがいや達成感を育むためだったら、多少のロスは仕方が無いのかなという風にも考えます。先程町長さんもおっしゃられましたが一方で国の関連機関にもですね、沼田町は実習生のことを考えて、このような方針で農場を運営していくんだよということを常に強く申し入れ、

財政的な支援をしていただくべきだという風に思います。

あと1点ですが、去る6月13日の日でございましたが、12時55分発の沼田駅を出発するJRで支援センターの入所者であった少年が沼田を離れて故郷に帰っていきました。昨年の10月の20日過ぎに、支援センターに最初に入所した少年であります。彼の実家はお茶畑やらキノコの栽培も行っているようであり、実家に帰って農業をやります、新茶が取れたら送りますねとニコリと笑って数名の町民に見送られて列車に乗り込んでまいりました。彼が故郷に戻ることを決めた理由とはともかく、最初から関わっている我々としては、私たちとしては、出来たら1年間万度にしっかり実習をさせてあげたかったなという風に思います。非常に残念でしたが、私たちの気持ちの救いは、彼の目がやっぱりしっかり前を見ていたことだと私は感じました。

支援センターでは、監察官や保護司の皆様により精神的な高度なケアが頻繁に行われております。現在も支援センターと行政側で色々と月の1回の定例の調整等がされているという風にありましたが、一層連携を密にして彼らが1年間しっかりと地に足を据えて実習が出来るように彼らの自律更正の為のしっかりとした実習プログラムを立てて、実習農場にあたっていただきたいという風に考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ご提案いただきました、あのしっかりと少ない人数のなかでも有意義な実習が出来るように、やっぱりその提言していくべきだということでございますので、これはあの私ども先程申し上げましたように、センターともですね十分に打ち合わせをしながら、せっかく来ていただいている子供たちのためにもですね、そうした面でもう少し検討を加えさせていただいて、それをあのある程度話が煮詰まればですね、早急にやりたいという風に思いますけれども、それをあの法務省に持ち込んで、こういう形態でやりたいと、だから支援をしてくれということの要請をさせていただきたいなとそんな風に思っているところであります。

まああの、余談でありますけれども、私どもの町は今、子供でありますけれども、今内閣官房でですね、大人の沼田の形式と同じようなやり方を今検討しているようであります。前回もあの生沼課長が沼田の実例を聞かせてくれということで、内閣官房から旅費をもらって行って説明をしてきたところでもありますけれども、国もやっぱり沼田の現在の形態、その十分な子供たちがいないなかで、非常に苦しんでやっているということは理解していただいてましてですね、しかしながらその中で沼田のような形態というのは国としても必要だということを改めて認識したようであります。それで今大人の部分を検討しているんですけれども、これはなかなか受けるところが無いということが実態だそうです。しかしながら、私どもは子供の部分

をですね、やっぱりしっかりした子供を将来にわたって育てるための基礎を作っていくということだけのあれはあるだろう、農業にはあるだろうという風には思っておりますので、今ご定義いただいた研修の内容等について普及センター等との力を借りながら十分あの、良い実りのあるですね、研修になるように早急に検討させていただいて、まあ機会があれば議会の各委員会にでもこういう形態で法務省に提言をしたいとのことの説明をまたさせていただきたいという風に思っているところであります。

それからあの、最後にあの、退所された子供のことを触れられましたけれども、まあ個人のプライバシーにも関わりますのであまり詳しくは申す訳にはいきませんが、まあ残念ながら農業に対する就労欲というものがやっぱり減退をしたと、これが大きな原因だろうという風に思っております。これ以上、沼田に居ても農業の、まああの欠勤ですとか途中休暇、休暇と言いますか離脱だとか色んな面があったようでありますから、そうした意欲の無い子供をいつまでも抱えておくことによって、周りにまたそういう影響を及ぼすということもありますので、まあ今回はそういう意味ではやむを得なかったのかなという風に思っているところであります。いずれにしてもやっぱりその子供自身もですね、短い間でしたけども、沼田で生活を送ったことが保護観察所の監察官の話によると、きっと戻ってから沼田の人というのは本当に優しくったんだな、自分たちをきちっと見守ってくれたんだなということが思い出されるんじゃないか、まあそんなようなお話もされているところでありますので、決して沼田の町がそういうものに対する対応が悪かったということではありませんけれども、ただ私どもも反省をしなければならぬのは、やっぱり最初一人の子供でしたからですね、まあ手厚い対応をしていただいたんでありますけれども、やっぱり町民自身もですね、そういうその対応をどこまでそのきちとした対応が出来るかということも勉強する必要があるのかなという風に思いますので、今後ともやっぱり研修に機会、町民自らがそういう学ぶ機会、それからあの色んな場所へ視察に行く機会を設けてですね、もう少し意識を高め、知識を高めて行きたいなとそんな風に思っておりますので、今後ともご支援とご協力を頂きたいという風に思います。よろしくお願い致します。

○3番（高田 勲議員）終わります。

○議長（杉本邦雄議長）次に5番、絵内議員「商店街の活性化について」質問して下さい。

○5番（絵内勝己議員）5番、絵内です。私の方から商店街の活性化についてと題してご質問をさせていただきたいと思います。近隣の町村のなかで沼田の商店街が一番元気が無いようなそんな風に思われます。町長の行政報告のなかに駅前が多目的広場の利用方法として、ふるさと市場や各種展示販売等の会場として活用してい

きたいとなっておりますが、私は年間通して販売出来るような地元の食材を利用したファミリーレストラン的なものが出来るよう商工会の皆さんと話しをして糸口を作っていくべきでないかとそんな風に思いますけれども、町長の見解をお伺い致したいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）地元の商店街がですね、まあ近隣からみると一番元気が無いというのは、私自身はそうはやっぱり思っていないんです。ただあの、感じることは今経営者で経営している商店自体も非常に高齢の方が多いので、ここ数年の間にそのお店をやめる方だとか、そういう方が順次出てくるだろう。そうするとやっぱり町のなかが歯抜けの状況になったりですね、或いは空き家、空き地が出たりという状況になる。このことがやっぱり商店街が元気が無いということのなかの議員さんの表現に繋がってるのかと思いますが、今あの近隣の大型店の進出がですね、やっぱり与える影響がですね、やっぱり非常に大きいのかなと思っております。前回かその前かでしたけれども、農協の今の購買のお話もさせていただきましたけれども、比較的沼田の町は、深川市、滝川市から一番離れた状況にあるということがですね、割とあの農協の店舗の売上も妹背牛の店舗から言いますと非常に違いがあるそうです。妹背牛は非常に厳しい。沼田は今のところ何とか黒の経営で維持出来るんだというお話を聞かされましたから、そういう地理的な条件では沼田の商店というのは、深川、妹背牛近辺の町からみると、非常に有利、有利という表現はちょっと悪いですが、ちょっと影響がその分だけ無いのかなと思いますが、いずれにしても、やっぱりあの人口がどんどん減っていくなかで、近隣の大型店がどんどん出てきますから、そうしたなかで、商店を経営するというのは非常に厳しい環境だと思っております。しかしながら、若い今の経営者の皆さん方のなかに非常に良く思っている方もいらっしゃると思います、今盛んに新しい自分たちで会社を興して商売に繋げようということの考え方をしている方もいらっしゃるようでありますから、そうした意味では比較的元気な意欲のある方もいらっしゃるのかなという風に思っているところであります。

それであの、今の広場の関係もありまして私どもとしては、駅前広場をですね、今ご提言のように単発的のそのものを使うのではなくて、あそこは何月の第何曜日には必ず何かがあるんだとかっていう、その常態的に物事をセット出来る状態のものがあれば良いんじゃないかというご提言も商工会の方にさせていただいてます。それは商工会の方も受け止めていただきましてですね、今年度から7月5日にオープニングをやるそうですけれども、その後定期的に色んなイベントをあそこに入れながらですね、商工と農業との連携を図って地域のそういうものを、特産物の販売等にも繋げて行きたいという考え方があるようでありますから、これは行政としても

しっかり支えていかんきゃならんという風に思っております。ただ、ファミリーレストラン的なものはこれはなかなか難しいだろうと思いますけれども、そういうご提言があったということは商工会にもお伝えしましてですね、検討されるようでありましたら、行政としてもやっぱり何らかの形で支援をしていきたい、そんな風に思っておりますので、ご理解いただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内議員。

○5番（絵内勝己議員）あの、今町長から答弁をいただきました。あの、私は沼田に非常に施設関係について沼田ぐらい充実しているところはないんでないかと、近隣町村をみても私は感じております。まあそんななか、商店が元気が無いと言ったのは、そんなことばかりじゃ無いんですけれども、やはり僕らひとつの提言としてですね、今申し上げたんですけれども、今までもそれぞれ先輩の商工会関係のご質問をした議員さんも何人かもいらっしゃいますけれども、そういった質問のなかに町長の答弁のなかに、じゃあ商店が活性化することに対して何か案があったら町長の方からご提案いただければ、それに検討して協議しますよというような答弁が何回か私はあったという風に理解をしているんですけれども、そんなことで私は今回このことを質問させていただいた訳ですけれども、沼田には農業が地場産業でありますので、あらゆるものがある訳ですけども、そういったものを利用して、どうか沼田でないと食べれないというようなそんなもの、ロコミで広がっていくようなそんなものが僕はあって良いと思うんです。まあ沼田にそれぞれ商店街の方がいらっしゃいますし、食品関係の方もいらっしゃいますんで、あんまり言うと怒られますけれども、だからと言って沼田にこれは美味しいものがあるんだ、というそういうものが無いような感じを致します。

まあどんなものでも一通りのものはあるんですけれども、やはりそんなものの料理の研究をしていただいて、そして沼田のそんなものを作り出す、私はどっかであるべきだと思うんです。今のこの状態でいきますと、どうも町長の考えと私の考えが少し違う面があるかもしれませんけれども、ジリ貧でどうも窄んで行くような感じがして仕方無いんであります。

今なんかやはり、萌の丘辺り例えばこれは一つの案ですけれども、萌の丘の上辺り、今萌の丘はルピナスなんかは満開でありますけれども、ああいった夏の間は萌の丘の上の辺りでプレハブ何かでそんな大きな金を掛けたんではお互い困る訳ですけれども、そんな一つのレストラン的ななんか食材で食べれるようなものがあって、そしてまた冬なんかは駅前の方に移動してでもいいからそんなものがあっても良いのかな。

だからそんな一つのやはり取り合わせ、そんな一つの料理の研究もやはり私はしていただくような、そんなものは私はあって然るべきでないのか、そしてそのなか

らこんなものを沼田で作ってはいくような、そんな一つのものを商工会の皆さん方と言いましょか、そんな一つの関心を持っておられる皆さん方と研究していただいて、沼田でないと食べれないといふようなそんなものを是非作っていくべきだと思いますけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）あのおっしゃるとおり素材といいますかね、そういうものは沼田は負けないくらいにあるんですけども、どうもやっぱり商売に結びつかないというのが実態だろうという風に思います。新しい料理と言いましょか、そういう食べ物工夫はですね、町報でも毎号載っておりますように、食改善の研究協議会が、まあ農家の方が中心ですけども、その中に役場の管理栄養士も入り込んでですね、様々な研究をしながら発表会をやったりしてやっておりますから、そういうものをいかしていただくことが大事なのかなという風に思ってますけど、やっぱりあのそういうものをやったとしても、やっぱり需要だと思ふんですね。その需要をどうやって高めるか、やっぱりこれはあの先程商工会にも申し入れたという風に申し上げておりますように、その定期的に催し物をやるなかに、そういうその特設のレストランみたいなものを設けてですね、そこで沼田のものをその試食していただいたり、或いはそこで供給したり、食べていただくといふようなことが、それがまた評判に繋がっていくと例えば店のどっかの食堂でそういうものが取り扱われる、そういう風に繋がっていくのかなという風に思っているところでありますし、あの温泉は今盛んに地元の野菜、素材をですね、山菜もそうでありますけれども、かなりあの議会のご指摘もありましたので、工夫をしながら今料理に使っているようでありますから、そういうあの意欲をですね、是非あの各商店も頑張っやっていただければなと思っております。個人的にはあの、酔心に時たま行きますと、あそこはやっぱり竹の子ですとか沼田の特産のものをですね、良く使ってますし、メロンなんかも食事の後に出すのもやってらっしゃいますから、そういうような趣旨のものをですね、もう一度あの栄養士を通じるか、地域開発課の方で商工会の方、そういう飲食部門の部会とですね、良く話し合いをさせていただいて、ご提言のあった内容等について、もう少し双方で検討させていただきたいなという風に思います。

それとあの、合わせて商店全体の活性化のために私はあの従来から申し上げておりますように、集合店舗等が商工会として何人か固まって、そういう取り組みが可能だということであれば、私どもとしてもやっぱりそういう支援をしていく必要があるんでないかな、そんな風に思っております。特にあの役場の前のローソンの後をですね、本来であれば商工会の何店かの共同で利用できるような考え方が浮上すると言いましょか出てくれば、私どもとしてもやっぱり検討の価値する状況なのかなと

いう風に思っておりますけれども、いずれにしましても実施する方と私どもとのやっぱり十分な話し合いが必要だと思いますから、商工会と良く話し合いをさせていただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですか。

○5番（絵内勝己議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）次に7番、橋場議員「ほろしん温泉について」質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）町長の執行方針の中にもほろしん温泉の燃料の問題が出ていましたけれども、まああの木質ペレットというのが普及して、その家庭で言えばストーブですけれども、ボイラーになるんでしょうけど、そういう機械がまだ高価なようですよね。しかしこのまま今の状況で言うと、重油、灯油、油系統が下がるという見通しはなかなか見つけ難いんですよね。そういう意味から言うと、やっぱりこの辺で充分研究してみる必要があると思うんですけれども、これまでそういうことの調査というかしたことがあるかどうか、ちょっとお聞きしたいし、是非やっていただきたいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）町長。

○町長（西田篤正町長）従来からやっぱりその、温泉の燃料費というのは非常に問題になっておりましてですね、今上がる前からやっぱり何とか軽減出来ないかという工夫をしたんですけれども、あの民間でやっていた時もやっぱり切り替えに失敗をしているんですね。それで私どもとしても今の状況のなかでどうやったらいいか、木質のペレットの話もありましたけれども、これもやっぱり設置する場所の問題ですとか、色々問題があるようですので、今のところ研究のなかで進めているのは、伊藤研究員を中心に前段でもう少し加温出来る装置、例えば温泉の廃湯を使って循環式をやっておりますけれど、そこをくぐすことによって前段の温度が上がる状況でそのボイラーの加熱を加える、まあこんな方法が一番手っ取り早くやれるのはそういう方法かなということで今検討しているんですが、いずれにしましても、どういう規模でどういう風にしたら良いかというのを今業者のですね、専門の資料も頂くことになっておりますので、早急にやっぱり対応していかんきゃならんという風に思っております。

まあそれと合わせて、私どもとしてはやっぱり国に対してですね、何とか国策でやっぱり燃料代を下げてもらおうようにしないと、これは温泉だけでなくて農家の皆さんだって大変だと思うんですよ。それから運送業者がとにかく今荷物運んでも赤字だと言ってますよね。それからテレビではイカ漁船もマグロ漁船ももう出漁しなくなったという状況ですから、国の施策のなかで何とか考えてもらうことを、町村会としてもやっぱり動かんきゃならんという風に思ってます。合わせて、私どもの

町としては温泉をですね、より経費の掛からない状態でやれる方法を出来るだけ早くあの、資料を集めてまた議会とも相談させていただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）とにかくあの、職員が一生懸命頑張ってね、お客さんを獲得して何とか経営を安定させようと思っても、それが全部あの灯油の方に持っていかれたんでね、どうもなりませんのでね、何とか、まあボイラーも取り替えたことですから、すぐ取り替えるという訳にはなかなか行かないと思いますけれども、その辺りの木質に、別な燃料にね、切り替えるということを是非研究していただきたいと思います。

○7番（橋場 守議員）次移っていいですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、「社会福祉、医療問題について」質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）後期高齢者医療制度、まああの2006年に決まられたものがやっとあの国民の中でこれは大変だということが分かり始めて大きな運動になりました。町で作った、これは町ではないですね。道で作ったかパンフレットね、これをみるとあの、なぜ後期高齢者医療を作ったかということで説明があるんですけどね、抜けていることがあるんですよ。国が一番先にこれを作ることのね、老人に対する三つの特性という、体に対する特性というのをね、出したんですよ。それはまず一つは後期高齢者になると、本当は後期高齢者じゃない人もみんな持っているんですけどね、複数の病気に罹っていると。それからもう一つは、複数の病気に罹っていて治療に時間がかかる。それから多かれ少なかれ認知症にかかっていると。もう一つはね、最後にね、いずれ死を迎えるというこの三つの特性を上げているんですよ。これ本当なんですよ。厚生省の資料のなかにある訳ですから。それでこの人たちに金を掛けるのはもったいないというのが始まりなんですよ。2006年の6月8日にね、参議院厚生労働委員会でもって、小池、共産党の小池議員がね、その当時の川崎厚生大臣なんですよ、に対してね、新たな診療報酬体系を構築するのかと、75歳以上のお年寄りを集めてそこは出来るだけその診療報酬をね、抑制していくと。積極的な治療をやめて医療給付費を出来るだけ抑えようとする。まるで姥捨て山のようなことになるんじゃないかというこういうね、ここのところで既に姥捨て山ということのをね、小池さんは使って質問をしているんですよ。その時の大臣はね、こうしたご懸念が生じないようにしっかりやって参りますと、こういう答弁をしたんですよ。それで、もう一度後期高齢者に対する差別医療は行わないと医療の質を低めることは無いということを断言出来るかと言ったら断言しなかったんですよ。川崎厚生大臣はね、後期高齢者に相応しい医療を提供していくということでしたらしっかりやって参りたいということですね、質を下げるのだらうと聞いても、いやそんなことはしませんということは断言しなかったですね。それがまあいい

よ始まったらまあこういう風になったといういことなんですね。ただね、国民の大きな運動になってね、いよいよ自民党、公明党をね、追い詰めてね、これをまあ廃止法案を可決させて、衆議院でも可決させてね、そして来年4月からは新しい、元に戻す、そして検討する方向に行きそうだったんですよ。ところがね、残念ながらね、大変な事態が起きました。4党でね、野党4党であの、一応法案出来たんですね。で法案出しましたけれどもね、一応可決したんですよ。それでね、私たちは国民の皆さんに出来たと、やったと、衆議院で本当にね自民党も公明党も間違いだという判断をしてもらって、この野党4党が出した法案を衆議院で可決させて、これを勝利に収めようというそういう段階のなかでね、実はあれなんですよ。問責決議という、本当はね野党4党でやったとき、決議案を出したときにね、法案を出したときにね、その前に4党の幹事長会談のなかで地方公聴会も開いて充分議論をしてね、この法案の、まあ後期高齢者医療制度のね、本質を国民に知らせようということで申し合わせた。ところがそれも民主党の委員長が、厚生労働委員会の委員長がですね、全然他の党との相談なしにですね、委員長が独断で公聴会を打ち切ってしまったんですよ。そして、この法律が強行採決されたのと同じようなやり方を参議院でもやってしまったんですね。そしておまけにね、次の12日ですか、党首会談が、討論があるのにね、それを民主党から取り止めてくれと言って中止の申し入れをしているんですよ。結局ね、本当にね国民の前でみんな見ている訳ですから、自民党と民主党の党首会談ををね、しかもこの問題が焦点になっている訳ですからね、みんな見ると思うんですよ。そういう時にそれを止めちゃったんですよ。私はね、こんな本当に残念なことは無いと思って、やっぱり国民の皆さんの力を借りてね、議員がね、廃止に持っていかなきゃなんと思うんですね。この沼田町だって止めなさいという決議をして出している訳ですからね、私たちもやっぱりそういう問題も責任を持って見る必要があると思うんですけども、残念ながらねそういう状況になって、しかも自分たちで出した法案をね、衆議院で欠席している訳ですからね。全くね本当に情けない話なんですよ。だけどこれはこういう状態ですけどね、国民の怒りは収まらないんでね、町長是非ともね、これを廃止に持っていくためにね、やっぱり下から運動を盛り上げていくべきだとかいう風に思うんですが、いかがでしょうか。そういう意味では是非ですね、地元の言ってみれば有力者の人、ある近くの町の町長さんなんですよけどね、職員にこう言ったそうです。俺は自民党員だけど、もう自民党は辞めたと。あの町の職員の人たちに話をしてると思うんですね。だからそういう力がやっぱりね、国会に反映させんきゃならないんで、是非この沼田町の有力者と言われている人たちにもね、働きかけて是非自民党やそういう国会議員にもね、是非これを廃止するように力を貸してくれと、というような働きかけが必要でないかと思うんですけども、町長の考え方をお聞かせいただきたい

と思います。

○議長（杉本邦雄議長） 2 番もやってください。特定検診。

○7 番（橋場 守議員）特定検診なんですけどね、今回はあれなんですよね、さっきちょっと聞くの忘れちゃったんだけど、道の連合会の方でね、今年は75歳以上の人の沼田町でやりますよね、健康診断を。ただ、メタボリックシンドロームのね、だけの健康診断というのは、なかなかちょっとね、あれで良いのかなと思うんですけども、これからは75歳以上の人は外されているんですよ。なんで外すかと言ったら、大抵75歳以上っていったらみんなそういう病気で病院に雇っているいるだろうと、だから今更診断することは無いんだということらしいんですよ。全くにね、人を馬鹿にしていますよね、やっぱりね、これはね75歳以上の人も今年やったようにね、来年からもね、続けていくように町独自でやると同時に国やね、道に働きかけをして欲しいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長）後期高齢者、あの毎朝テレビでやっておりましてですね、お年寄りの皆さん方もテレビ出演されて直の声を聞いておりますけれども、町村会、市長会は基本的にその会としてはですね、やっぱりその後期高齢者というよりも高齢者の医療費をどうするかということは、やはり検討すべきだということを提言しているんですよ。現状のものを維持してくれ、崩すなという提言をしているんですけども、まああの、それはそれとして、橋場議員さんおっしゃるように、新聞でも色んなその野党、与党のやり方に問題あるところはやっぱり国民の皆さんはしっかり見て、それぞれの選挙でまた反映されてるんだろーと思いますから、まあその点はそれぞれの党がやっぱりしっかりやってもらわなきゃならないと思いますが、私個人としてはやっぱり、あの沼田の今のおかれている状況、特に過疎だとか病院の無い、医療機関の無い、少ないところの町村というのはやっぱりお年寄りをそういう風に差別扱いするということは駄目だという考え方になってると思いますからね、私もしっかりとその、町村会の中では基本的にもう一回元へ戻しなさいと。戻してそこからどうすれば本当にお年寄りの皆さん方が言っているその希望するような制度になるのか、或いはあの若い人たちがそれじゃお年寄りを支えてあげましょうという納得するような制度になるのか、その辺をもう一回きちっと論議をしてやるべきだという話をさせていただいております。まああの、地方の有力な自民党员と言いますと高田議員さんが支部長ですから、直にお話いただきたいと思いますが、恐らくそういう制度の中身についてはやっぱり、色んな疑問を持ってらっしゃると思いますので、私どもとしてもやっぱり今の国民の絶対的なそういう世論ですから、しっかりとあの色んな機会に申し述べさせていただきたいという風に思いますし、今あの町村会だとかあの、色んな要望する資料を役場のなかで取りまと

めているんですけども、その中でもしっかりとそれを盛り込んで出すようにしておりますので、その点のご理解いただきたいという風に思います。

それから特定検診についてはですね、メタボリックシンドロームなんかは、これは私はまず第1に胴回りでひっかかる方ですから、まあそんなことは抜きにして、特定の国民健康保険でいきますとね、検診率が65%以上に達しなかったら10%の増減でその財源をカットしたり、こういうその脅しみたいな制度でですね、医療のあり方というのはちょっと考えられないですね。まあそういうようなこともありながら、それからあの全体にやっぱり市町村に被せる財政負担というのは非常に大きくなってきた、まあその辺がやっぱり町村会でも非常に気にしておりますから、よく実態をですね、私どもの政策のなかで、提言のなかで訴えて行きたいという風に思っておりますので、ご理解を頂きたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○（橋場 守議員）あの、まあそういうことなんです。とにかくあの75歳でね線を引くということ自体おかしいんですよ。あの人生というのは75歳から別に変わって始まる訳ではなくて、その以前には1歳から74歳までの人生がある訳ですからね、線を引くなんてことはあってはいけないことですよね。で、今姥捨て山という話が出たんですけどね、あの松谷みよ子さんという児童文学者がいるんですけどね、その人がまあ、解説しているんですけども、昔何歳以上になってね、年寄りを山に捨てにすてて来なきゃならないんで、息子が負ぶって山に捨てに行って、帰りになったらね、息子にお婆さんが来る途中に木の枝を刺して来たから、それを見ていけば真っ直ぐ間違えないで家に帰れるよと、教えてもらったんですね。それで、お婆さんこんな知恵を持っているんで、親を捨てて帰れる訳は無いと言って、家に連れて戻るんだそうですよ。その前にね、殿様からよその国からね、わらを焼いた灰で縄を縛えと難問をつけられたというんですね。そんなの出来る訳が無いんで、それが出来無いんだったらお前の国に攻めていくということなんだそうです。それで、お婆さんがそれならお前ね、わらをきっちり固くして縄を縛えなさいと、そして焼いてから持って行けと、そういう知恵を授かったよということ殿様に行ったそうなんです。で、年寄りってそういう知恵を持っているのかということで、それで攻めていくことを止めて仲良くしたという話らしいんですね。ですからね、そういう大事にしなきゃならんものをね、別枠にしていずれ死ぬんだからと言って医療を狭めるといういことは絶対に許されないことなので、是非ともこれを止めさせる様にですね、大いに力を発揮してほしいなと思っています。宜しくお願いします。

○7番（橋場 守議員）それで、次いいですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、「税金問題について」質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）税金問題に移りますけれども、とにかく医療費が掛かるん

だということで、国の財政が大変だということで全てに締め付けをしてきているんですよ。ところが道路特定財源については、暫定税率というのは今までは、最初は、始まった時は3年だったんですよ。私たち季節労働者がね、要求して講習の制度を作らしたんですけどね、それも暫定で3年間毎にね、暫定で決めたやつは1回だけ3年間延ばせるらしんですよ。で、6年経ったらまた別の制度に変えていかないとね、我々の講習は続けていけなかったんですよ。ところがこの道路特定財源は最初3年だったけど、ずんずん5年になって、今度も危なくなってきたら10年にしてしまったんですよ。暫定税率、法制度で10年もなんていうのはこれは一昔ですからね、ちょっと有り得ないと思うんですよ。で、それでまあ町長はきっと言いたいと思いますけど、なぜかといったら、もう1回決議をやり直して下さいって議会に申し込んできた立場ですからね、これは聞きづらいかもしれませんが、やっぱり一般財源にするって閣議決定したんですよ。それであればこの暫定税率をね、10年間続ける必要は無いんですよ。で、なぜそれなんだろうと言ったら結局はね、中期道路何とか計画にはね、そのまま残っているんですよ。で、それには10年間で59兆円を使うということが決められてありますよね。だからもう59兆円は先にあって、これは使い切ってしまうんだって、それでその後に色んなあの、不正が出てきましたよね。まず国土交通省の役員が一杯飲んで、その会合から飲み会からハイヤーで帰ったら、それを国民の税金でチケットで乗って行けたんですよ。そしたら今の環境問題が盛んに言われてますけどね、全て規制緩和をしまして、どんどん規制緩和をやられてますけどね、ハイヤー運行も規制緩和をされてものすごい数が増えてお客さんの取り扱いしなきゃだめなんだそうですね。だから結局そういう人たち、ハイヤーの運転手さんがタクシーの運転手さんが、ビールを出したりお金まで包んだりってそういうような状況をね、この道路特定財源が作ってしまったんですよ。こういう無駄なことをね、本当に止めさせて、やっぱり福祉や教育に使わせるということをね、やらないと、それも一緒にやらないとね、後期高齢者制度をちょっと良くせいといっても、じゃあ金どこからなんですかって、次に出てくる消費税が必ず出てくるんですよ。ですから我々やっぱりそういう、我々の暮らしを守る為にね、無駄な道路に使っているお金をね、やはり別な方に回せていうことをね、地方議会でもね、大いに声を大きくしなければね、生活を守っていくことが出来無いんじゃないかなと思いますね。そういう意味でこれは是非ともですね、廃止させて一般財源化するって福田総理が言ったんですから、それを守るようにですね、町村会なり色んなあらゆるところで論戦を張っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

それから消費税について。大変な状況になってますけれどね、実は最近すごく面白いことが起こってきているんですよ。田原総一郎さんが2週に亘って、1週目は

中曽根総理とそれから土井たか子さんと共産党の不破委員長呼んで、論戦したんですね。それでその次の週にね、日本共産党新委員長を呼んで、30分かそのくらいね討論しているんですよ。その中で言ったことはね、何で新委員長を呼んだかっていったらね、100数十年前に共産党のマルクスレーニン主義って社会主義、科学的社会主義のね、理論を創った人がね、資本主義には必ず限界が来るということをね、言っているんですよ。それで田原さんがいよいよどう見たってね、この資本主義制度の限界が来ているのではないかと、で、どう思いますかということで、志位さんに、こういうことは志位さんに聞かなきゃ駄目だということで、呼んでもらったんですね。その中でね、結局なんで限界が来るのかと言ったらですね、あの訳のわからないことなんですけど、新自由主義というね、そういう物の考え方がね、1970年代の終わり頃から出たらしいんですね。それは何かと言ったら、全ての儲けを大企業のところに集中させると、国民には一切ね、困ったとかそういうことは全然見ないで、全てのものを吸い上げてしまうというね、そういう思想なんだそうですよ。それから結局ね、あの農業問題も自由化、これはアメリカから来たんですよ、日本の大企業だけでは無いんですね。で、米の輸入自由化でもってどんどん農家が潰されていくという状況まで来ているんですけどね、そういう中でね、結局消費税をそうなんです。色んなことで、医療費や何かは年金を税金にしないって我々も言っているんですけどね、基礎年金は税金でやって。それから最低保障年金をつくって、その上に掛金の足しまいをしようって言っているんですけどね、財界が言っている年金を税金で賄えって言っているのはね、自分たちが負担をしているあの社会保険で、厚生年金や何かは折半ですからね。この折半も全部ね自分たちで出さないで済むような方法を作れという動きなんです。だからそれを全部税金で賄えというのが財界の要求なんですよ。ですから私たち消費税ひとつ見てもね、本当に世の中の仕組みを変えていかんきゃならんという風に考えなければならんと思うんです。税金の使い方と言いますとね、非常に今中南米は昔はアメリカの裏庭って言われていたんですね。もう全てそこら辺の資源をアメリカが吸い取っていくということで、その国の政府もそれによって国民を押さえつけるということで、その政策を進めて言ったんですけどね、今全然違って来たんです。アメリカの言いなりにはならないでね、こういう風に言ってますよ。世界の資源がより良い方で分配されていないのが問題だと言っているんですよ。これはあの、ベネズエラの大統領なんですけどね。それからあの税金もですね、私たち消費税取るけれども、ベネズエラでは無いな、これはアルゼンチンかな。今穀物が高騰しましたね、そしたら南米の方のね、ところには大農場主が居たりして、それがあの穀物をね、値上げするのを待っていて、どんどん自分の国で食べないでよそへ売って儲けている。それに対して国はね、その儲けた分に課税を強めて、ちゃんとその課税して集

まったお金をね、60%は貧乏人の色んなことのために使うとはっきりやっているんですね。そういう税金なら良いんですけども、この消費税というのはそうじゃない。日本の消費税というのは。そうでないと言うことをしっかりね、町長あの、認識してもらいまして、町長あの、社会福祉にも金が掛かるし、あれにも金が掛かっては仕方ないんだ、ある程度は仕方ないんだという考え方を今まで何回か言いました、言われました。けども、その前にやっぱり国に対してね、減らせるものが無いかということをしかり掴む必要があると思うんですよね。軍事費で言うともたこれも必要だと言うんですけど、今世界中のどこの流れを見たってね、軍備で平和を解決できるような状況になっていないですよ。インドとアフリカの全部の国とがちょっと会合をやりまして、お互いに助け合おうと言って、だから戦争が無いんですね。そういう方向に世界が流れているんですからね、私はやっぱり日本もね、自衛隊員はこれは今のところ減らすわけにはいかないんですよ。けど、軍備だけは減らすことは出来る。そういう意味で軍事費をもっともっと減らす必要があると、こういう立場でね考えていけば消費税を上げる必要が無いんじゃないかと、こういう風に思って、是非ともね、町長あの、消費税が出たらそういう立場で議論して欲しいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）道路特定財源の関係につきましてはですね、今ご指摘のようにやっぱりその、一般財源化をすると決めながら10年間、やっぱりこれはちょっと納得が行かないだろうと思うんですね、確かに。ですからあの、町村会或いは市長会、都道府県の知事の会合ですね、ほとんど99%くらいが堅持するようにと要望を出しているんですけども、これはあの正直言って裏はですね、要するに財源が確定していないんですね。これが無くなった後にそれじゃ市町村にどれだけの財源を保障してくれるんですか、というそれが無いもんですから、やっぱりそれがはっきりしない以上町村としては賛成出来ない、市としては出来ないという考え方だと思うんですよね。ですからやっぱりあの、私はそういうところをもう少しあの、町村会も勿論そうですね、市長会ですとか知事会なんかもですね、政策的なその集団の提言の出来るような政策集団になって、これを無くす代わりにこういう政策をやってくれということをしかりとやっぱり訴えていく必要があると思うんですよ。そうでないと、あくまでも国の言っていることに従っていかなきゃ出来ない。そんな状況だと思いますんで、まああの、北海道の町村会もそういう意味では政策を重視した集団を作って検討するような姿勢になってきておりますから、そういうところが大事なのかなという風に思っております。ただあの、確かに道路の整備が終わっていないところもありますんで、必要な道路というのはきちっとやっていかんきゃならないと思いますから、その辺の折り合いをどうするかということだと

思いますね。

それと一番騙されては困るのは、私どもが騙されては困るのは、やっぱりあの、三位一体の改革、小泉改革の中身はですね、実際に言うと、手を上げて喜んでいるのは東京都だとか横浜だとか大きいところだけですね。要するに地方に税源を譲りますよと言いながら、田舎の小さな町或いはそういうところにはほとんど税源が増えていないんですよ。そういうことをまた同じような道路財源を他のものに直した時ですね、それをそのままのような状態でやられるとやっぱり弱小の市町村というのは、またとんでもない目に遭いますんで、そういうことをしっかり訴えながらですね、やって行きたいなと思っております。自民党の先生方もそういう意味では三位一体の二の舞は踏まないということには理解を示してくれてますし、そういう方向できちっと対応してくれるんじゃないかと思っております。いずれにしましても来年の一般財源化をやっぱり国民の一人としてですね、見守っていかんきゃならんかなという風に思っております。

消費税については今申し上げました、橋場議員さんがおっしゃるように、やっぱり全体を見直してね、本当に必要なものが何かということを国民の意見を聞きながらやって、その上で財源が足りないんであれば、これはやむを得ないだろうという風に思います。まああの、最近東京へ行って本当にびっくりするのは、何年か前から議員会館の横で何か工事やってるのかなと思ったら、最近こうガァーと上がってきたんですね、そしたらあれ議員会館全部新しくするんですね。だからね、国の財政がこんなに大変だと言っているときにあの議員会館を建て直す必要があるのかなと率直な気持ちで昨日は帰ってきました。ですから、そういう国民の目の届かないところに無駄遣いというかそういうものもあるんだろうと思いますんでね、そういうところをしっかりと私どもも検証をしながらやっぱり必要なものは必要なものとしてやって、我慢できるところは我慢する、その上でいったい財源がいくら足りないかという論議をやっぱり国民の一人ひとりやっていく必要があるという風に思いますんで、今後ともそういうような姿勢でいきたいという風に思います。宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）あの、一番酷いのは冬柴国土交通大臣がね、言っていましたけどね、この道路がつけば救急病院にね、行くのに何分縮まると言っているんです。ところがそこには医者が居ないんですよ。何十億と掛けてね、ある島から橋を架けてね、病院に通うのに便利が良くなると、なんぼで橋が掛かるって言ったらね、200何十億円だって。そんなに掛かるんだったらその島にね、病院を建てた方がずっと安いんですよ。で、その島にそれこそお医者さんも来るし、看護師さんも来るしね、人口増えるんですよ。病院に行かせるためにあの、道路造るんだと。だけ

どそっちに病院が無かったら何にもならない。北海道見て下さいよね、根室だって、北見だって本当にもうお産出来無いんですからね。そんな高速道路よりも病院そこに造ってもらったり、医者配置してもらった方がずっと良いんですよね。ですから、私はそういう意味で是非ともね、道路財源というのは一般財源化して、やっぱりこういう情勢ですからみんな我慢しれしれ言われているんですよ、だからなぜ道路の事でね。あの砂川から歌志内に行く途中にね、ループ橋ってあるしょ。何年前に建ったんでしょうね、あれ今全然使われていませんからね、26億か29億掛けて造っているんですよ。そこに何人農家の人が居るかといったら、離農しなきゃならんような人が何人か居たらしいんですよね。それを国が造って、あと居なくなって使用しなくても造った大企業はちゃんと工事費もらって帰っちゃてるんですからね。まああとは野となれ山となれなんでもいいんです。そういうことを是非ともね無くするためにはね、やっぱり一般財源化して、必要な道路は必要な道路で造れということだね、是非ともあの議論して検討していただきたいなと思っています。どうぞよろしくお願いします。

○7番（橋場 守議員）それで、次。

○議長（杉本邦雄議長）次、農業問題ですか。

○7番（橋場 守議員）はい、次に移ります。

○議長（杉本邦雄議長）はい、「農業問題について」質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）どこ見ても農家で農業経営者が居るのに、そうでない俺がやるのはちょっとやるのはやり辛いんですけど。いや、本当にね、農業後継者の問題ね、本当に農業後継者を作らないと駄目なんですよ。いや私ね、ずっと色々といつも思っているんですけどね、過疎化は困るって言うよね、誰でもそうだと思うんです。規模を拡大する、今までね4軒でやっていたところを規模拡大したら1軒にしたら3軒はどうしても出てかんきやならないんですよ。で、私たちは規模拡大には反対はしていなかったんです。ただね、規模を拡大しない家族経営の人たちも国がその人たちを守りなさいという、そういう立場でやってきたんです。規模を拡大したけどなかなかね、これで良いという経営状況にならないんでね、やっぱりそこを根本的に検討して国に対して直させないと、これはあの農業の問題、町では限界ですよ。あの、冷害があったり何かするとその税金の負担だとか、援助だとか色んなことをしますからね、それくらいが限度でそれ以上は出来ないんじゃないかと思います。だからやっぱり、国や道に対して言わなきゃ駄目だと思うんですよ。私たちが今あれをしているのは、ヨーロッパの方では生産費とその外に価格保障、所得保障を実際にやって、50%ぐらいはそれで農家をやっているらしいんですよ。やっぱりそういう風にね国に対して、これもやっぱりあれなんですよ。財源どこにあるんだって言って来るんですよ、必ず。したらね、アメリカの思いやり

予算というのは、2,300億とか、そんな1年間ですね、何にも日本が負担する義務は無いんですね。そういうところに金を出している。それから基地移るからと言って3兆円かい、それも日本に負担すれと要求して来ているんですよ。そういうことを止めてやっぱりね、農業に一定の所得保障をしてもですね、今の農業予算にその思いやり予算くらい上乘せれば出来るんだそうなんですね。そういうね、私たち共産党が要求しているのは、最低はやっぱり1俵1万7,000円くらいのね、農家の手取りになるようにね、あの価格保障を援助しようと国に要求する政策を出しています。こういうことをやらないとね、だって親がやっていけないのに息子に来いと言っても来る訳ないですよ。やっぱり親が本当に楽しいと、会社の社長の顔を見なくても自分が社長ですからね、顔色伺わなくても自由にやれる訳ですから。私は本当に農業ってすごく良いと思うんですよ。で、自分が努力すれば良いものが出来ますしね。だからそういう喜びを持ってやれる仕事だけど生活が成り立たなければこれは誰も継いでくれないんで、そこをやっぱり大きくね、運動を起こして国の政策を変えるように要求していかなければならないんでないかと思いますが、いかがでしょうか。

それから、2番目に軽油等の値上げがあって、イカ釣り漁船が出なくなりましたよね。テレビ観てたら。これらについて、やっぱりあの国に対して町村会なり何なりで、さっきあのほろしん温泉の国の援助も言いましたけれども、やっぱり農業に対する、漁業も全部同じなんですけれども、この灯油の値上がりについては国がちゃんと手を打ちなさいと要求してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）食料の問題はこれから大変なことになるんだそうです。あちこちで色んな方のお話を聞いてますけども、日本っていうのは最低の食料の需給率でこれは大変なことになるよというお話を聞かされておりますし、併せて将来的に可能性のあるのは北海道だというそのお話は充分聞かされるんですけどね、まああの先般もお話を聞いてますと今、日本は39%の需給率、先進5カ国の中で一番低いと言うか、日本に次いで低いのがイギリスだそうですけど75%だそうです。やっぱりそれぞれ所得の保障というのはしっかりやっているんですね。ですから何年か前、10年以上前になるんですけども、そういう所得保障が違法になるんだという、そんな政府の答弁があったような記憶しておりますけれども、全くそれとは逆で、アメリカもやっぱり欧州もヨーロッパもですね、そうした意味では自国の農業を守るためにしっかり支援をしているというのが実態だそうですので、やっぱりあの今ご提言があったように直接支払制度をもう少し拡大してですね、本当に農家の皆さん方が安心して耕作に従事できるようにやっぱりあのこれはやるべきだと、これは従来から町村会もこういう訴えをしておりますんで、引き続きやっぱりそう

いう要請をしていきたいという風に思っております。特に沼田の場合は農家の皆さん方が壊滅状態になりますと、町自体がもう無くなりますんでね、そうした意味でしっかりやっていかんきゃならんという風に思っておりますので、これは農協、改良区等力を合わせて、また色んな機会に要請等をさせていただきたいという風に思います。

2番目の今の原油の高騰による影響ですけれども、まあ逆提案で申し訳ありませんけれども、これはあの沼田の議会では是非あの意見書を議決いただいてですね、国或いは道に対してやっぱり、しっかりとやっぱり、意見書を送るべきだという風に思いますんで、是非よろしくお願い申し上げたいと思います。私はあの、町村会の会合等でそういう立場のなかでそういう努力をさせていただきますので、議会の方もそういう努力を宜しくお願いしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○議員（橋場 守議員）あの、WTO協定のなかで米の輸入自由化をした時点でね、あの時にあれなんですね、アメリカから結局農業の生産を刺激するような公的な支援は駄目だということを決められたんですね。だから生産を上げるような援助をしたら駄目だということだから、結局それを楯にして国はやってなかったんですね。とんでもない話で、それはアメリカでもちゃんとやっているんですよ。だからやっぱりこれは国に対して要求しなきゃならんと思うんですよ。でね、私ね、例えば生活の問題でもそうなんですから、今度あの道で、北海道の予算で道庁職員の賃金カット3億何ぼくらいになるんですか、らしいんですね。これやられたら、それだけ景気が悪くなる訳でしょ。本当に労働組合が怒って立たないかなと思うんですけどね。あの私たちが、町長もまあストライキをやったことがあるんですけども、そんなものはね、戦ってやっぱりあのそういう、今のような新自由主義というのはね、労働者が戦わなくなったから図に乗ってねいくらでも絞れるだろうということで、こういう今の状況を作っちゃったんですよ。だからそれはね、我々国民がね、戦わない方にも責任があるんですね。そういう生活防衛しなかったということですね。農村の人たちも実際に箆旗立ててね戦ったんですよ、戦後ずっと。で、そういうなかでどんどん自分たちの権利を広げていったんですね。ところがいつの間にかそれが無くなっちゃって逆に押されてきているという状況ですよ。私はあの、憲法を守ろうと一生懸命運動していくんですけどね、憲法の97条にこう書いているんですね、この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託された、戦ってきたということなんですよ。ですから私はやっぱりそういうね、観点では是非職員の皆さんもね、考え方をね、憲法の立場に立ってね、自分の暮らしを守るということをね、

一緒にやって欲しいなと思うんですけど、町長いかがでしょうか。

○7番（橋場 守議員）いいです、やっぱり。

○議長（杉本邦雄議長）はい、それではここで、休憩を10分したいと思います。
20分まで休憩致します。

休憩 14時11分

再会 14時20分

○議長（杉本邦雄議長）再会致します。6番、上野議員「就業支援センターと就農支援実習農場の現状と今後の課題について」を質問して下さい。

○6番（上野敏夫議員）はい、6番、上野敏夫です。先程の高田議員からの質問とちょっとだぶることはありますけれども、私の方からは就業支援センターと就農支援実習農場の今の現状と今の色んなことの課題が出てきていると思いますので、それについてお伺いさせていただきたいと思います。町長が進めてきた就農支援センターの入所の少年が沼田の高校生に威圧的な行動で威嚇したということが、6日の議員セミナーの時に副町長から説明があった訳ですけれども、まあその時の対応というか、そういう少年が高校生に対してこういう行動がなされたことによって、その時の対応のあり方また、その後のその、町としてどのように考えているかということと、即そういうことが起きた時の対策的なものを協議するということになっていたはずなんですけれど、どのように行われたかちょっとその辺もお聞かせいただきたいと思います。

またあと、先程と重複するんですけど、就農支援自習農場の少年が今のところ椎茸作業が中心で、牛も多少やっていると聞きましたけど、まあその少年は無理して作業させるということではなくて、まあ少年を更正させるという意味からおいても自然のなかで自分が採ったものが販売されて、更に食堂で出されたり、まあ椎茸を通したなかでこう人間形成がされるというのは分かるんですけど、その若い少年が1週間、5日間働くか、3日間働くかちょっとその辺が分からないんですけど、その少年が携帯を持ちながら自由に行動できるということを聞いておりますけれど、その休みの時に自由と言えども、その辺はどのようなその、行動を監視するということではないにしても、多少なりとも、例えば町の街のなかで少年が車道を歩いたり、色んなこう、町民があまりやらない行動をされている姿を私も見ておりますし、町民からもこう言われております。まあそのような時の指導をどのようにされているか、またあの先程言われるように人間形成の面からも農業がすごくその有意義だということで、沼田町で行っているんですけど、少年が農業、自然に関係する職業、これを通して中で農業指導者になると説明されたことがありますけど、実際にこの少年が1年間農業というのは1年限りの作物が主なもので、その1年間のなかで農

業を、例えばハウス建てから始まって、田植え、まあ色んな農作業については季節的な問題がありますけど、この少年が本当に農業に就農させるようなことにした場合に、農家に実際に今年法人にも町長言われたように、法人で仕事を体験させてやりたいという話も聞いておりますけど、本当にその少年が、若い少年が農業に、土に親しむような就労させて、また今後そのような計画、まあ今来年度に向けての農作業なりの農業の本当の楽しさ、またはそのドロにまみれる汚さ、汚れた今、色んな少年が今生きていく為にその、更正する為に、本当に沼田の農業を使うということなので、本当に実際にそのような農業を体験が就労させたのか、その辺もお聞かせいただきたいと思います。

また、沼田町にある更正施設に対して国からの補助金、まあ特別交付金とまあ、全員協議会で財政課長からもその開発公社の関係で説明を受けたのですが、特別交付金というのはまあ、沼田町に結構来ていると思うんですけど、議員セミナーでしたか、財政課長から説明あったように、3月の特別交付金の内容については公表されないと伺っておりますけど、でもその就農センターの関係というか、沼田の施設に対する国からの特別交付金、またそれに関係して農林省なり法務省なりの今の段階ではどのような金額が来られているか、またそれが教えてくれないというのであれば、町としていくら更正施設があることによって、町民に町にとってこういう金額が入っているから頑張ろうと言うかな、出来たらそのような数字が分かれば教えていただきたいと思います。町長宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）先程高田議員からもご質問がありましたけれども、まああの、色々ご質問のなかでご説明ありましたけれども、捉え方がひとつ違うところがある方もいらっしゃるのかなという風に感じているんですが、商工青年或いは商工会のその女性部或いはすずらんの会ですとか、そういうところに加入されている人たちというのは例えばですね、今ご質問の車道に子供が歩いていたということですから、その人たちはその子供に対して、車道を歩かないようにしましょうとすぐに言えるんですね、ですけども一定のその何と言いますか、ちょっと言葉が悪いかもしれませんが、偏見的な見かたで見ている人というのは、そういうことをやっているじゃないかと見ていますけど注意はしないんです。これはですね、やっぱり今そこにいる子供たちも沼田の町民の一員であって、例えば外出だとかそういう門限の時間はありますけれども、それ以外については自由ですね。ですから日曜日どうしているんですかという質問がありましたけれども、それは休みの時は深川までは届出をきちっと出して、許可をもらえば行けるということですから、深川近辺までは沼田の住民と同じような行動ができる。ただし質問に携帯を持っていると言っておりましたが、携帯は持っていません。これは所持が禁止になっておりますから、これ

は持ってません。ですから色んな噂だとか色んなその真実が伝わらないで、誤解を招くケースというのは非常に多い。その点はやっぱり私どもこれから子供たちと接する時にやっぱり充分注意をしてかんきゃならん点だろうと思います。それからもう一つ反省せんきゃならないのは、ちょっと表現が悪いかもしれませんが、やはり一番最初に子供が来て、一人のときにですね、あまりにも沼田のそういうボランティア的精神の皆さん方がそういう経験が今まで無かった訳ですから、なんと言いますか、接し方がちょっと方向性の違うところもあったのかなという気が致します。ですからそこは、これから色んな見学だとか視察だとか、或いは懇談だとか講演会だとか、色んな勉強の機会にそれを充分自分なりに取得をしていただいでですね、その子供に対して公平な目でどういう風に付き合えばいいかということとを町民自身がやっぱりしっかり持ってもらうということが大事なことだろうという風に思ってます。

それで今回の威嚇行為ということ、これ全てしゃべってしまいますとね、個人のプライバシーの問題もありますし、双方の言っていることが違いますんで、ですからこれはあまり、威嚇をされた子供のお母さんも役場に来たときにこれ以上あまり広げないで下さいということを言ったということはそういうことだろうと思うんです。ですから私どもはこれから、今ひとつの事例があった訳ですから、それに基づいてどう反省して今後対応するかということに重点を置くということで、対応させていただいております。まあそれであの、旭川の保護観察所長さんもお見えになりましたし、警察署の方もですね、それなりの対応をするということで、こういう対応をしてますという報告も頂いております。それは列車の到着時間に警察のパトカーが回っておりますからそういう対応しておりますし、日常的ななかで監視体制を追う少し強化をしようということでやっていただいております。それがあまりにも露骨になりますと、また子供たちに影響が、与える影響がちょっと心配なところもありますんで、そういうところをお互いに連携を取りながらですね、そういう事故が二度とあんまり起きないようにみんなで努力するということが大事なのかなとそんな風に思っているところであります。まああの、警察の方もですね、犯罪になるようなケースでは無いという判断をされてお母さんたちが来た時にそういうお答えをしているようでありますので、そういう意味でですね、子供たちに対して迷惑を掛けたということは、これは私どもとしてもお詫びを申し上げ保護観察所、先程高田議員さんのところで答弁させていただきましたように、駐在保護司の皆さん方も始めての職業なんですね。訓練を受けて駐在保護司になったんでなくて、保護司になってから色んなところに研修会に行った程度の知識だと思うんです。ですからそういう面では、やっぱりこれからどういう風にしたら良いかという改めてその勉強の仕方もやっぱり中では検討しているようでありますし、実習農場の方もですね、そ

ういう子供たちに対してどのような接し方が良いのかということを真剣に今考えておりますので、総合的に意見交換しながら住民の皆さんに迷惑を掛けない、しかも子供たちにとって有意義な実習生活が出来るように私どもも努力をしていきたいという風に思っております。役場の中も農業と地域開発とそれから住民生活のなかで、それぞれ連携会議を持ってです、色々な問題点を把握しながらセンター、それから警察署と連携を取りながらやって行きたいという風に思っておりますので、ご理解いただきたいという風に思います。

休日の関係につきましては、先程申し上げましたので週休二日ですからその休みの期間、休みの時間は深川までの外出は許可されるということでご理解をいただきたいという風に思います。

それから農業の指導者ということで、これはあの説明会等の時に度々言っておりますけれども、これは期待感でありましてね、早い時期にそういうこどもが育って欲しいと、そうすればより地元に着した実習農場が出来るであろうという風に思っておりますので、目指すところはそういうようなところに是非もって行きたいという風に思っております。ただあの、高田議員に説明申し上げましたように、今の体制のなかで農家の実習とかですね、そういうところまでは今取り組むだけの人的な余裕が無いものですから、この点についてはその3人、4人、5人という少ない人数のなかで、どうやって地域のなかでそういう研修が出来るかということも併せて今後検討させていただきたいという風に思います。今残っている3名のなかで、何人かは地元の沼田に残って仕事をしたいという意向の子供たちが居ようですし、支援センターの方もこの子であれば大丈夫だというようなお話をいただいておりますから、色々調整をさせていただきまして、最終的には働く場所がもし農家の方で受入態勢が出来ないとすればですね、町の農産加工場あたりを最後の目標にですね、何とか地元で働いていただけるようなその場所を作りたい。それでその子がまた地元に住むことによって、今のセンターに新しく入ってくる子供たちに良い循環油になる、良い影響を与えてくれるんでないか、そういう期待をしておりますのでそういうご理解をいただきたいと思います。まあ当初の農業の後継者、そういうものに対するその私どもの願いというのは依然として持っておりますので、そういう方向での検討も充分させていただきたいという風に思います。

それからあの、更正施設に対する国からの補助金ということでもありますけれども、財政課長からお聞きしたというご質問内容でありますので、簡単にご説明申し上げますけれども、12月の特別交付税というのはどういう目標で何のための経費が何ぼ入りましたというのが入るんですけども、3月の特別交付税というのは内訳は出てきません。要するに私どもから上げたものに対して総体的に入ってますよというその回答しか本来向こうから来ないものでありますから、私どもで推定した結果で

すね、私どもが要請していた特別交付税がほぼ入っているということで、ご理解いただきたい。それで3月の特別交付税をひくくめますと、全道的に沼田が一番高い率で支給されておりますから、そうした意味ではそういう計算も充分なされているのかなという風に思っているところであります。まあ引き続きそういう要請をしながらやって行きたいなという風に思っております。それからあの、開発公社のお話もちらっとありましたんで、ご説明させていただきますけれども、指導員3名をかかえているんですが、その3名の賃金と言いますか、3名の委託業務というのは公共団体と国との間で協定は結べないことになっているものですから、開発公社の名前を借りて開発公社と法務省との間で委託契約を結ばせていただいております。それが私どもが今要望しているのは、3名で月20万でその分を固定的な経費で出して下さいと言っているんですけども、法務省は今まで民間の保護施設でも全て委託をした人員によって一人頭一日いくらという支出をしているんですね。そこで、10名ほど来ると大体ペイするラインになるんですけど、今3名、4名ですから当然その部分が赤字になって引込んでまいりますから、その分が今開発公社の方の予算のなかで200万ぐらいの穴になっているだろうと思います。これは、法務省との約束で、まあ議長さんも一緒に行ってらっしゃいますから聞いてらっしゃいますけれども、要するにその分については今年度の、今年の法務省の職員或いは全国の保護司、あらゆる研修を沼田町の実習農場でやる、委託契約を結んでおりますんで、やってその分で埋めていきますという回答をいただいておりますので、今年その分が入ってくるだろう。それじゃあ、今年の分をどうするんだということになりますから、これはまた早い時期に埋めるように要請をしていきたいと思ひますし、今のところ21年度、来年、今年の8月の概算要求では固定経費として21年度から支出出来るように今予算要求をしていただいているということでもありますから、序々にそういう内容等の改正がなされてくるだろうという風に思ひます。特にあの加えてご説明申し上げますけれども、新規にエアーカーテンですとか冷蔵庫をやったんですけど、これは補助ありませんし、本来実習農場というのは町のものになっておりますんで、町の単費でやらなければならない。だからその部分の費用の80%は特交で埋めてくれる、後の20%ですね。こんなことは通常有り得ないということで前回も新しく設備投資をしなきゃならないものについて、一定の政策的な支援をしてもらう制度を考えて欲しいという要請を併せて今やっているところであります。

それとあの、全体の収支については詳しくあれでしたら財政課長の方からまた資料を提出させていただきますけれども、基本的に私ども今40頭の牛を抱えているんです。この分は要するにこの収支のなかから外れているんですね。ですから、まるで町が40頭分得しているんですよ。で、これは1頭今100万しますんで4、

000万くらい、ですからそういう意味からいくと収支の状況というのは決して悪い状況、勿論特別交付税も入っておりますんでそういう状況になっておりますから、町民の皆さんにご迷惑をかけることの無いように私どもも今後ともやらせていただきたいなとそんな風に思っております。まあちょっと説明が足りないかもしれませんが、子供の個々に関わることについては先程申し上げましたように、ちょっと個人的なプライバシーの問題もありますので、これ以上説明をさせていただくのを控えさせていただきたいという風に思いますので、宜しくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、上野議員。

○6番（上野敏夫議員）あの今最初に私が聞いたそういうときの対応ですね、個人のプライバシーと言うけど今後起こらないことを願っているんですけど、まあ今回のそういうことが起きた時にどのような町として監察官なりこう動いたのかなというのをまずもう一回お聞かせいただきたいと思います。

それとその関係で町と協定書を結んで行われている訳ですけど、その中で粗暴的な傾向が見られない子供を選定されて沼田町に送るっていうことだったんですけど、なぜそのような子が選定されて来たのか、まあ町としては内容を聞けないかもしれませんが、是非これからもそのようなことの無いようにしてもらいたいと思います。またあの、沼田町では先程言ったすずらんの会とか、萌の会とか色んなこう保護司とか、色んな方が沼田に組織としてありますし、作られておりますけど、その方々のその町民の力も大事なんですけど、やっぱり最初というのはそういう組織の人方が常に念密にというか話し合いをして最初のうちは色んなところで町民に安全をPRするということを取るべきでないかなということだと思います。またあの、その組織が少年に対して誕生パーティだとか野球だとか、その他色んなボランティア的な気持ちで少年と明るく接しているのは分かるんですけど、私としては少しその少年、小さい、可愛いと言ってちょっと言葉はあれなんですけど、お客さんと言ったらあれなんですけど、沼田の町民の子供もそういうことをされていないのに、ちょっと扱い方が、何ていうかもう少し考えながら少年と接することにした方が良くないかと思っています。だからまあ、少年には本当に仕事だけをさせるのではなくて、そういうことも分かるんですけど、やっぱりこう厳しさ的なものも教えていくように町として指導をお願いしたらどうかなと思います。

またそれとあの、センターの監察官が2人いて、何人か沼田の方がおられるんですけど、その24時間体制をとるということで、8時間限ということで決まっていますが、監察官が2人の状態では私の見ている範囲では、ちょっと無理があるという気がしていますんで、是非町からも監察官を2人ではなくて、もう少し余裕のある監察官を増員、これは勿論町からも要望するという話を聞いているんですけど、今後そのように監察官をもう少し増員して監視をするというか、少年を育てるよう

な監察官を増員したら良いのではないかなという感じを持っています。またあの、今回そういう高校生に威嚇的なことをやった少年が旭川の方に行かれていると私は聞いておりまして、その少年が深川の駅で高校生が見た、向こうは自由ですから深川までは来ることが出来る、だから私はその旭川に行けば良いということではなくて、それでは解決にならないと思いますので、その少年を、沼田にせっかく来たんですから、沼田の中で色んな指導をしてもう一度沼田で本当に更正させるような体制を取って行かないと、沼田に居ないから、どっかに行ったからではまたそういうことを繰り返しては、なんも少年の為にならないように思いますので、そういうせっかく沼田に来た子供たちがその出せば良いと、言葉が悪いですけど、ちょっと外れれば良いということではなくて、沼田に来た子供はそういう子供でも更正させるような体制を取っていかないと、やっぱりその少年は恨みはしないかもしれないけど、ちょっと沼田のイメージがマイナスになって行くような気がしますので、その辺の努力も町としてセンターとの話し合いもあるんですけど、町として更正させることに全力を尽くすべきと思っています。今それと町長が色んなことで国の支援をいただくついでことで、沼田町に迷惑を掛けない、負担を最小限になるようにということで法務大臣の方に言われておりますので、そういうことを今後どんな力を入れて要請していったら、後でまあ財政的なものは説明されると聞きましたので、その辺は出来るだけ町民の負担が無いことと、あとまあ色んな面で町民が苦労をしないで安心安全な町づくりに対しての組織づくりとそういう事件とかちょっとしたことが起きて時の対策を早急にとって町民に早急にお知らせをすることによって町民が安心して過ごせるような気がしますので、その辺の町長のお考えをお聞かせ下さい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ちょっと前後してあれで申し訳無いですがけれども、一番最後の安全安心の為に町民にいち早く知らせろということですが、これは先程から申し上げておりますように、被害と言いますか威嚇をされた子供の親もこれ以上拡大をしないで下さいというそういうことを考えますとね、全てを町民の皆さんに知らせるということはこういう場合はちょっと適當では無い。その辺はきちっと物事を考えてやらないとですね、お互いの子供に非常に迷惑が掛かるし、加えてその面白おかしく言われることによって、その親にも大きな迷惑が掛かる場合もありますから、それは一概にそういうことは言えないのかなとそんな風に思っているところであります。

それからあの、なんでそんな子供を選んで来たんだということですが、協定の内容事態に違反している訳ではないんです。二度、三度と監察官が面接をして農業でしっかり自分を更正したいという意欲をみせ、向こうの施設でもありますね、この子

だったら大丈夫だということの具申をあげて、それで面接をした結果で受け入れた訳でありますけども、やっぱりあの、私どももそうですけども、最初その自分ひとりである時にはそういうところはあまり出ない。まあ良い子だなということでやっていた結果、後で来た子供が若干ちょっとそういうところがあったとすると、どうしてもそっちへ引っ張られる可能性が出てくる。ですからそういうやっぱり、通常の私はそういう風に聞いた段階で通常の子供たちにやっぱり私どもの学生時代を考えても、そういうことは頻繁にあったなということなんですね。ですからただ今お母さんたちが心配して役場にそういう話を持って来られましたんで、それに対してきちっと対応していかんきゃならないということで保護観察所、本当に挙げてですね、今もう見回りをしているようでありまして、関係機関にもちょこちょこ顔を出していただいて、それぞれ連携を取っていただいているようでありますから、駐在保護官としてもですね、そういうことをやっぱり二度と繰り替えさないということで努力をしているところであります。それから実際に威嚇をした子供がですね、これは言っておきたいと思えますけれども、駐在保護官に面接をされて自分のやった行為について全部申し述べているんですけども、その中で自分がそういうことを、自分がそういう立場にあった子供でありながら、そういうことをしたということに対して非常に反省をしている。やっぱり自分はちょっと違うんだということ忘れてしまっていたんですね、沼田の住民の皆さんは非常に暖かいもんですから、すっかりそこに溶け込んで、商工青年のバスケットに出たり、バレーに出たり、野球に出たりということをやっているうちにそういうような気分になったのかも知れませんが、非常に暖かい心で迎えられていたので、そういうことをちょっと疎かになったと、それでその今回の威嚇と言われていることがあった後はですね、自分たちに対する町民の皆さんの目が非常に厳しくなったなということをお子さんたち自らやっぱり調書に書いているんですね。ですからそういう反省は充分していると思えますし、おっしゃられるように沼田でそういう充分なことが出来ない子供を沼田でまた抱え込めということですけど、これは議員さんがおっしゃっていることは利に合わなくてですね、それを町民の皆さんに言ったとしてもそれは「うん」と言わないです。そういう子供は出来るだけ遠くに元の場所にお返ししたらどうですか、というのが町民の圧倒的な声だと思いますから、今言われたように旭川と言いますけれども、もうこの子供は既に旭川におりません。遠くに行ってます。ですからその辺は法務省挙げてそういう連携を持っていますんで、この子供をどこに置いたらどういう影響があるということはみんな分かっている訳ですよ。ですから一時的に、一時しのぎにですね、行くところが決まらないもんですから旭川にちょっと一日か二日の間置いて、そして次に移ったということでございますから、まあそういう子供たちをそのまま沼田で再更正させるということは、今申し上げました住民

の皆さんの理解をまだ得られないでしょうし、なかなか難しいのかなとそんな風に思っておりますので、そういう町になればそれは素晴らしい町ですけど、なかなか難しいかなという風に思っております。

それからあの、明日萌の会それからすずらの女性会ですとか、私も先程申し上げましたように、あまりにもそういうことに接した経験が無いということがですね、過剰な接し方になったと言うことは、これは反省せんきゃならんと思うんです、率直に。それは会の皆さんも反省しております、既に。まあ高田議員さんもその役員の一人ですけれども。反省をしましてですね、情報を出来るだけその役場ですとか支援センターですとか、そういうところも入れて情報交換をしながら今後の対応をさせて欲しいというようなことも先程記録を見ましたら書いてありましたので、全体がそういう意識になってきてますから、そういう意味ではこれから新しい支え方がまた出てくるのかなという風に思っております。

まああの、それと厳しさというのはですね、先程申し上げましたように、本当に心を込めた厳しさというのであれば、これは更正する子供にとっても胸を打つと言いますか、分かるってくれるんだと思いますけれども、違った角度からの、間違っただ厳しさをもしやられますと返って子供たちにとっては非常にマイナスの面が出てくるということもありますんで、まあそういうその町民の皆さんにどういう機会にそういうことを理解してもらえるか分かりませんが、そういう事例を交えながら色々な機会に町民の皆さんに会う場所でお話をさせていただきたいという風に思います。

それから保護監察官、私たちが要請をしまして今年の4月からは2人から3人の体制に1名増員になっています。昨日も法務省に議長さんも一緒に行きましたけれども、12名の定員になったときには5名くらいの観察官がいるだろうということでお話を申し上げて来ておりますから、向こうとしてもやっぱり今手探りでやっているんですね。そういう状況で上手く出来るかということを手探りでやっていますんで、色々な提言をさせていただきながらですね、本当に町民の皆さんの協力を得て、安全安心の町づくりをしながらですね、子供たちを更正する、させる素晴らしい町になれるように私どもも努力をさせていただきたいという風に思います。

しかしながら一方ではですね、資料の中に入り込んであれですけども、温泉なんかは謙虚な影響がありまして、2、3日前ですか、札幌の保護司の皆さん方がお泊りいただいたり、今言った全国の保護司の研修会が入ったりということで、何百万という金額の単位の、収益の基礎になっておりますし、それから必ずそういう方が来た時には、例えば実習農場の椎茸を買ってってくれたり、トマトジュースを買ってってくれたり、それから今東京の全国の矯正店だったかな、そこではうちの椎茸を販売して、まあ全部売れたそうです、完売したようでありますけれども、そう

した意味では沼田町を法務省としてもしっかり位置づけとしてPRをしていただいておりますし、今後ともそういう意味での協力は惜しまないと言ってくれていますんで、そういう経済的な効果もひっくるめてですね、私どもとしても大事にしているかんきゃならんかなとそんな風に思っております。まああの今それぞれそういう色んなことがあるということでもありますので、近いうちにですね12名体制になった時にそれこそあの、支援センターとの連携調整だとか、警察ですとか色んな調整が必要になって参りますんで、役場のなかにもそういうセクションを設けてですね、当面の間はそこをきちっと連携して動けるような体制を作り上げて、何年かそういう体制を作り上げるような努力をさせていただきたいと思いますので、宜しくお願いを申し上げたいという風に思います。

○7番（橋場 守議員）町長、もう一つ聞いているんだよ。そういう事件が分かった時そういう風に動いたかということをお答えください。

○議長（杉本邦雄議長）はい、副町長。

○副町長（藤間 武副町長）その件については、私の方で対応させていただきましたんで、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。ある、何人かの議員さんからそういうお話を聞いた直後ですね、お母さん方が3名来られました。先程町長が答弁されたようにですね、まああんまり大げさにして欲しくないという状況のお話をありました。ただあの、これはやはり暴力沙汰だとかケガ人が出たということになれば大変なことですんで、まああの就業支援センターの方にはですね、今後こういうことの無いように、どういう状況で例えば駅に行くのかということも確認をさせていただいたんですが、まああの電話が無いそうです。公衆電話が無いだそうですね。ましては携帯電話は持っていませんから。で、親元に電話をかける、或いは他人に聞かれたくない事もありますんで、それは駅のボックスの方に行っていたというような状況だそうです。で、たまたまそのあまり詳しいことは申し上げたくないんですが、汽車通の生徒の中でそういうちょっとしたトラブルがあって、そういう行為があったようですけども、これについては警察の方でも充分に対応していただいているということから、就業支援センターの子供さんたちにはですね、今後こういうことの無いように無駄に例えば駅前でたむろしないようにとかですね、そういうことをきちっと指導して下さいということでセンターの方には対応させていただきました。この後、町がどうするかということなんでしょうけども、これらについては先程町長が言っておりますようにですね、色んな諸団体とまた、この事件がということではなくて沼田の安全安心の為に町民がどう動くかということも含めて検討して参りたいという風に思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですか。はい、上野議員。

○6番（上野敏夫議員）町長が言われる財政面では相当メリットがあると言われま

すけど、本当あの町民が万が一犠牲になることだけは、まず第一に避けていただきたいと思います。それとあのケガ人が出なかったとかって言うんではなくて、やっぱりこう万が一の時の緊急体制をどのようにするかということを町民と連携をとったなかで報告していったって、町民に安心感を先に教えていかないと、町民は本当に接したことのない少年、見たことのない少年が居たときに、あれどの子という風なこういうことではなくて、やっぱり町民に色んなことを伝えていったって安心安全な町で沼田に住んで下さいというような体制をとっていただきたいと思いますが、町長どうでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）あの、先程も申し上げましたようにね、例えば重大な案件、事件、重大なというか殺人だとか刃物を持って暴れただとかね、そういう事態であればそれは全町民に無線を使って流すとか、こういうような事件を起こして逃走中ですよとかっていうことは簡単なことだと思うんです、ですけど今回の事をその防災無線だとかそういう連絡網を使ってやること自体が、果たして良い事なのかどうかということ来判断いただきたいと思うんです。あの、先程もちよっと申し上げましたけれども、今では沼田ではあまり見かけないですけども、深川辺りの駅では子供同士が威嚇し合っているというのが見えますよね。ですからそんなもの全てそれじゃ深川の市民が危険だから全部教えるのかってそんなことではないと思うんですよ。ですから事犯によってはね、私どもも警察と常に連携を取っていますから、警察署がこれは全町民に教えてそういう非常体制を取るべきだという判断になれば、或いは私どもがそういう判断になればそういう相談をさせてやらせていただきたいという風に思います。今回の場合は、そのことによって逆に子供たちを差別化することなどがね、非常に危険な状態になるということを理解いただきたいと思うんですよ。私はあのここのセンターの山田センター長さんに言ったのは、当人同士合わせて、意見が合わない訳ですから、当人同士合わせて親がそこに入ってお互いの意見を聞いて、最後お互い悪かったねって握手して帰したらどうだっていう提言を実はさせてもらったんですけども、それはやっぱり親としても、今の親はそれは出来ないだろうと言うんですね。あの、逆に私どもの親だったら、殴られてちょっと帰ったらね、もう少し行って殴り返して来いってぐらい言われて追い出された経験がありますけれども、今の親はそういう教育を受けてませんから、恐らく自分の子供が正しいと全面的に受け止めておりますんで、そうなった時にそういうことは難しいだろうと、まああの絵内さん保護司さんで専門の方がいらっしゃいますけれども、難しいんだと思うんです。ですからその辺はもう少しケースバイケースを見ながらやらんきゃならんと思いますし、先程申し上げましたのでは、そういう連携を上手く取るためにしばらくの間ですね、役場のなかにも、要するにそこへ相談

すれば全て連絡網が出来て繋がっていくよ、お世話もするよというような、担当の職員を一人、兼任になるかもしれませんが置きたいという風に思っております。そこで全部集約して、一元的に対応する、で何かあればすぐセンターにも観察所にも警察署にも申し入れする、そういうようなことをやって行きたいという風に思いますし、今センターと役場とそういう連絡会議をしておりますけれども、出来ればその中に必要があればですよ、センターの方がどういふか分かりませんが、警察の防犯担当の方も入れて月に一回くらい連絡会議を設けるといふこともちょっと検討させていただきたいと思います。これはちょっとこうなる可能性はありますけどもね、ちょっと検討させていただきまして、いずれにしてもやっぱりあの、町民の皆さんが暖かく見守ってもらわなきゃ子供たちの更正っていうのは有り得ないのかなという風に思っております。副町長が言いましたように駅に電話をかけに行っただのは自分の昔の恋人に、別れた恋人にここを出たらもう一度付き合っ欲しいということを伝えるために何回か駅に行っただけです。それは監察官の調書で出ているんですけどもね、そういう子供たちが何かのきっかけでその、あの前段の質問でありましたけれども、今少年院から出てきた少年というのは本当に真っ白なんです。ですから周りでやっていることを見ると、自分たちが言われて教育をされてきたことと現実に見たものと違う場合があったんでないかと思うんです、おそらく。それで、ちょっとそういうような方向に行っただけかなという懸念があるんですね。ですからその辺はあまり詳しくは言えませんが、そういうことが起きないようにあらゆる機会にですね、町民の皆さんとまた努力をしながら努力をさせていただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、次に移ります。10番、渡邊議員「道営農地集積加速化等基盤整備事業について」質問して下さい。

○10番（渡邊敏昭議員）はい、10番渡邊敏昭です。最初にあの質問通告書の用紙があまりにも簡単過ぎたことを一部反省しておりますが、答弁の方よろしく願いしたいなと思っております。

まずあの、道営農地集積加速化等基盤整備事業ということで町長にお伺いしたいと思っておりますけれども、これにつきましては平成15年から田畑の大型化と集約を目指して国営農地再編事業が契約されて、事前調査3年、現地の地区調査が2年ということで5年もの間費やされた訳ですが、残念ながら事業採択には至りませんでした。なんとか沢地帯の山間部を抱える地区の私としては、耕作放棄地を出さないためにもまたこの事業に乗せたいと考えていた訳ですけども、工事中の所得保障の問題や、水田面積の一割削減の問題等が大きな壁となって採択には至りませんでした。まあしかし中規模な水田の面整備だとか、暗渠、水閘等の入れ替えだとか用排水路の整備に関する希望が農地再編の調査の時にも大変多く出されていまして。そ

こであるタイミング良くと言いますか、待っていたように土地改良区が事業形態を変えて新たに起こそうとしているのがこの長い名前の基盤整備事業だという風に伺っております。まずこの事業のことについて町がどの程度把握しているのか町長にお伺いしたいなと思います。またこの事業の中身としては希望調査の段階ですが、国営農地再編よりも細かい事業が出来るということで、事業内容の縛りが少ないだとか、取り組み易さも手伝って、実施は出来るか出来ないかは別にしても、希望段階で40億程度に至っているようでございます。現在の補助段階だと12.5%の受益者負担が余儀なくされているようでございますので、何とか関係機関に働きかけてパワーアップ事業だとかに乗せてもらうこと、また町としてのガイドライン等も考えていただきたいと思います。その点をお伺いしたいと思います。宜しくお願いします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）あのご案内のとおり国営農地再編事業がですね、断念するということで正式にあの関係団体長と共に申し入れをしましたので、これはもう復活することは無いと思います。その折にあの、21世紀政策懇話会のなかで土地改良区の理事長、堀田理事長の方からですね、道営事業に変わって取り組む意向があるとお話は聞きました。今あの農業振興課の生沼課長の方から聞きますと、6年間の事業でおっしゃられるように42億くらいですね、その事業で支庁へそういう希望を出しているということは聞いているそうであります。で、それ以降ですね、今のところは町に対してですね、どのような負担というか支援というか、そういう話は全くありませんので、今後の話だと思うんですね。ちょうど22年からパワーアップ事業も無くなりますんで、道がどのような新しいメニューを作るかということもあると思いますから、その辺は事業が今のところ22年からということでもありますので、来年21年度に向けてですね、改良区からまた相談があらうかという風に思いますんで、その折には具体的に議会の皆さん方と相談をさせていただきたいという風に思っております。

○10番（渡邊敏昭議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、渡邊議員。

○10番（渡邊敏昭議員）関連してですけども、これはあの地球温暖化の影響だとか、まあこれも影響しているんじゃないかと言われておりますけれども、今年の沼田ダムの水をはじめ、今期のような水不足の状態を考えますと、食料基盤の水田を守ろうとした時、農業用水路のパイプラインだとか、パイプライン化ですね、だとか新たな農業用ダムの建設、まあそう遠くない時期に望まれるような時期が来るような気がします。長期的に沼田農業、又は北空知の米づくりを考えた時に、それらのことを総括して長い目で見て町長はどのように考えているかお聞かせ願いたいと

思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）理事長の方からは今の関連したあれですね、パイプライン化というのはやっぱり単独でもやらなきゃならないというお話を聞かされておりますので、そうした必要性はあるのかなという風に思っております。それであの、開発局の方にもまたお願いをしていかんきゃならんと思っているのは、もう20年くらい前ですかね、一度あの鷹泊ダムの洪水調整の為にですね、今の沼田ダムの上流にもう一つダムを造って、そこへ余った水を一回オーバーフローすると言いますか、調整をしてこっちへ溜め込んでおいて、そして向こう側の水を引いた段階で少しずつ戻すという方法が考えられないかという話をしたことがあるんですけども、今渡邊議員が提案するように、農業自体がやっぱり水の心配が出てきますから、そうした意味では両方に鷹泊の水が足りなくなったら放水する、或いはこっちが足りなくなったらこっちを落とすという、そういうそのダムの可能性というのはちょっとあの、もう一回検討してですね、かなり前ですので図面を引っ張り出して、もう一回札幌開発建設部にそういう話を打診してみたいという風に思います。いずれにしても、将来に亘って沼田ダムはやっぱり北空知の飲料水の水源でもありますんで、そこにはどうやって水を確保するかということは重要なことだと思いますから、今ご提言いただいた内容については、そういう検討、昔の書類を掘り起こしてもう一度検討させていただきたいという風に思います。

○10番（渡邊敏昭議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、渡邊議員。

○10番（渡邊敏昭議員）まああの、この件につきましてはあの、町長の農業にかける意気込みというものを再度また確認出来たように考えております。土地改良区としては、この事業を利用して一部老朽化した施設の改修等も考えているようでございます。改良区等の補助金がどんどん少なくなっているというなかで、私たち農業者にとっても改良区賦課金の上昇防止になる生産費抑制に繋がる事業という風に考えておりますので、是非とも実行されるときは町も積極的に取り組んでいただきたいなとそのように考えております。これはお願いでございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、次の「有害動物（鹿）の駆除について」

○10番（渡邊敏昭議員）はい。それではあの引き続きもう一点質問させていただきたいと思います。まあ有害動物ということで、鹿の駆除ということで質問させていただきたいと思いますが、今年は雪解けが大変早くて、町長の行政報告にもありました様に有害鳥獣への対策ということで載ってございますけれども、本当に春から天候が良くて水稻の生育もいつもに増して順調に進んでいるようなそんなような気分を持っています。まあちょっと安堵しているところでございますけれど

も。まあところが違う点は今年は例年と本当に差があると言ったら変ですけども、水田には雪解け頃から鹿の姿がかなり見られるようになったということです。これはあの私のところが沢地帯のせいもあるかなと思いますけれども、まああの鹿が小さいうち、1、2頭出て来ている分についてはちょっと可愛いなとか、そんな程度で済んだことなんですけども、田植えが終わったところからどんどん増え出して、最近では5、6頭で群れを成し、我が物顔で1、2mの幅で稲を食べながら水田を横切ると、まあこういった具合で、奮闘した農家もあるという風に聞いてございます。取り分けあの、山際や河川近くの水田で被害が大変目立つということで、爆竹を鳴らしたり、ロケット花火を上げたりとか、またかかしを立てり、光が出るような紐を張ったりということで、色んな方法で鹿との攻防戦が続いているようでございます。今は稲が序々に大きくなりますんで、段々被害の状態も分からなくなるようになるんでないかなと思いますけれども、まあ出来がけにこんなに鹿が出ることは想像したく無いなという風に考えてございます。まああの、まずは町として現在の被害状況を調査しているのか、またその対策をどのようにしているのか聞かせていただきたいなと思います。また対策の一つになるかと思いますが、町長の中にもありましたけれども、ワナの設置ですね、私のところにも鹿の駆除の要望と共にワナを仕掛けてくれという要望が何軒かございました。しかしいざ仕掛けてみようという風に言ってみますと、水田の近くが多かったりして、仮に捕られたとしても捕られたしかを搬出する経路がなかなか無いとかということで、ワナを仕掛けるのがなかなか足踏みするところでございます。まああの農業振興課だとか、東予地区で何箇所かでこのワナを実際に設置したということも伺っておりますので、その成果とこの鹿の被害拡大についてですね、町長はどのように考えているのか併せてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）あの実際には役場の職員もそうですけども、各地域をですね、山際のところを巡回して今回ってみて実態の把握に努めておりますけれども、ここの20年度の報告がありますが、まああの件数の中で圧倒的に稲が多いんですね、まあこれは特徴なんかという風に思いますけれども、そうした中であの、私もとしてはくくりワナというのは最良の方法なのかなと思いますけれども、意外と今のところは東予2箇所、更新2箇所計8箇所の設置ということで終わっているようではありますが、まあ今後引き続き更にあの理解をいただいて可能なところでこのくくりワナの設置を是非お願いしたいなと。併せてあの、新しく取り組んでいただける方の発掘もさせていただきたいなという風に思っております。まああの写真等も、歩いた後のみんな頂いているんですけども、やっぱりあのそれぞれの農家の皆さん方もそれぞれ事情に個別に聴取した資料も付いておりますけれども、

大変ご苦勞いただいているんですが、一回そこで撃たれたとか捕られたとかという風になると、後は頭数が減ったり、全く出てないとかという状況になるんですね。従って出来るだけ、猟友会本当にご苦勞いただいているんですけれども、更に協力をいただいてですね、農家の皆さん方の要請に応えるような体制を組んでいただけるように、また会長に要請をさせていただきたいなという風に思っております。それである、これは私の私見ですけれども、農業振興課長に今年農繁期が終わった段階で、出来ればですね、農家の皆さん方をひっくるめて、そういう免許ですね、銃の、免許を取ってもらえるような奨励をやろうということで、話は一応させていただきました。まあその中に、JAの職員或いは役場の職員ででもですね、若い人なりにそういう興味のある方が居れば、まあそういう人たちに対しても一定の支援をしながら、助成をしながらですね、取っていただいて、通報に対する敏速な対応っていいですか、そういう体制が取ればなという風に話をしたんですけれども、実際にまだJAさんと話をしてませんので、どういうことになるか分かりませんが、いずれにしてもそういう対応をさせていただきたいなという風に思います。ただあの国、道が従来は電線なんか張って、こう網を作る補助金があったんですけどね、あれもやっぱり各地から助成の復活の要望が町村会に出てますから、そういうものが出てきて実際にそういう助成制度が出来たとすればね、可能な限りそういうのもまた検討して対応していきたいなという風に思っております。そういうものが出来なければ町の単独でなかなか難しい状況かなと思いますんで、出来れば今言ったくくりワナですね、それと或いは銃の取得、免許を取っていただいて、色んな若い人にも協力をいただく、そういうようなことも検討させていただきたいなと思っております。

○10番（渡邊敏昭議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、渡邊議員。

○10番（渡邊敏昭議員）町長の方からはワナの設置等について、もっと広げたいんだというお話でございましたけれども、これについてはあの、また同じ猟銃を持つにしても、ワナの資格を持っていると特例があったりして、ライフル銃への移管が早いとかいうことも聞かされておりますんで、まあ是非とも進めていただければなと考えておりますけれども、まあこれもあのサミットがらみじゃないんですけれども、また地球温暖化かと言われるかもしれませんけれども、どうも冬期間の鹿の生息が、範囲が北の方に移っているのではないかなという風に言う人がいらっやいます。実態はどうなのか、まあこの地区の生息数はどのくらいなのかということをおね、あの調査することも私は必要なんじゃないかなという風に考えております。せっかくですので、この中山間も共同取り組みなんかの予算なんかをもっとフルに利用したりしてね、例えば大きな大学等に調査依頼をしたりだとか、先程町長もお

っしやってましたけれども、道や支庁に捕獲を依頼してと言うんですかね、大掛かりなものを今のうちにやれるような方策が出来ないのかね、手を打つことも必要なんではないかなという風には考えてます。まあそのことについては町長からも答弁がございましたので、お話がありましたので、是非進めていただければと、考えていただければという風に考えております。まあ最後にあの、更新地区はですね、河川改修がほぼ終了している訳ですけども、その遊水地のための中洲ですね、中洲だとか堤内はいす、また場所によっては災害防止のための築堤までが柳や木々にかなりおわれているのが現状であります。これが鹿の隠れ家だとか営巣地に成りかねない状況になっているところも多々あるようなので、是非管理者に柳等の撤去を強く要望していただけますようお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、それではここで休憩を致します。２５分まで休憩をします。

休憩 １５時１５分

再会 １５時２５分

（一 般 議 案）

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。日程第６、承認第１号。専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）はい。承認第１号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第１７９条第１項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成２０年６月１９日提出。町長名でございます。次の頁、専決処分書をお開き願いたいと思います。

専決処分、地方自治法第１７９条第１項の規定によって、平成１９年度沼田町一般会計補正予算専決第２号を別紙のとおり専決処分する。平成２０年３月２８日付けでございます。町長名でございます。別冊の専決第２号の１頁の方をお開きを願いたいと思います。

〔以下、別冊専決第２号を朗読〕

○財政課長（辻山典哉課長）次の頁、第１表をお開き願いたいのですが、雪中椎茸
この商標登録の委託業務を行ってございまして、平成１９年１０月１８日に２０年の３月末までの期間をもって契約をしていたところでございますけれども、３月末日時点で、特許庁によります審査登録が未了でございまして、年度内完了が出来ないということから、これを明許繰越することと致しまして、かかる予算を専決処分とさせていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第1号は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。日程第7、承認第2号。専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）はい。承認第2号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成20年6月19日提出。次の頁、専決処分書をお開きを願います。

専決処分、地方自治法第179条第1項の規定によって、平成19年度沼田町一般会計補正予算専決第3号を別紙のとおり専決処分する。平成20年3月31日付けでございます。町長名でございます。別冊の専決第3号の1頁の方をお開きを願いたいと思います。

[以下、別冊専決第3号、第1条を朗読（第2条以下省略）]

○財政課長（辻山典哉課長）本専決第3号につきましては、年度末でございまして、各基金の充当事業の確定によります繰入金の調整、並びに決算見込みによります歳計剰余金のうち3,500万を振興基金に、それぞれ歳入、歳出処理を行い、翌年度へ繰り越す額を約7,900万円として専決処分をさせていただいたものでございます。11頁の歳出の方をお開きを願いたいと思います。

歳出であります。まず2款の総務費であります。9目の企画費、10目の振興費、これらにつきましては、企業等誘致推進基金これを充当していた事業の執行残が生じたことによりまして、それらの経費を減額することに併せまして、基金の繰入金を減額調整を致したものでございます。次に14目自動車学校費、17目のスコレセンター費でございますが、補正額はございません。財源移動のみでございますが、これにつきましては自動車学校の大型コース整備の財源、並びにスコレセンターの駐車場の改修財源に振興基金を充当しておりましたけれども、決算処理としてこれを繰り入れしないこととして、財源の振替を行ったものでございます。18目の国際交流費であります。これにつきましてもスコレ基金を充当してお

りましたけれども、執行残これが発生したことから基金の減額も併せて行ったものでございます。20目の移住定住促進費360万の減額であります。これにつきましては、住宅取得奨励金の事業これに移住定住促進基金を充当しておりまして、この執行残分を基金も併せて繰り入れを減額をさせていただいたものでございます。次の頁をお開き願いたいと思います。3款の民生費であります。2目高齢者福祉費、3目の介護支援費であります。これにつきましても社会福祉基金を充当した事業の執行残分、これを減額を致しまして、基金も併せて減額をしたものでございます。4目の障害者福祉費であります。172万2千円の減額でございます。介護給付費等の減額であります。これにつきましても不用額の減額処理を行ってございます。併せて財源の整理を行ったものでございます。2項児童福祉費、2目の子育て支援費であります。補正額は出してございませんで、財源移動だけでございます。保育所の特別保育事業にかかります。道補助金の減額によりまして、この為財源調整を行ったものでございます。次に6款の農業水産業費であります。13目の利雪型農業推進費43万3千円の減額を行ってございます。これにつきましては農業振興基金を充当をして予算を組んでおりましたけれども、執行残が生じた為、基金の繰入金の減額を併せて行ったものでございます。次に13頁お開きを願いたいと思います。17目の就農支援実習農場運営費であります。229万4千円の減額を行ってございます。これにつきましては、それぞれの運営経費の執行残分の減であります。併せて実習農場の売り払いの減額を整理したものでございます。18目の農業者健康管理施設費であります。補正額は出してございませんで、財源移動のみでございます。大規模改修事業に伴います過疎債の確定、これによります減額、これが230万の減であります。併せて事業財源に振興基金を充当致しておりましたので、これを決算処理と致しまして、基金の繰り入れを取り止めて財源の振替を行ったものでございます。次に7款商工費であります。1目商工業振興費122万1千円の減額でございます。これは中心市街地活性化促進奨励金等の補助金の減額であります。この事業に中心市街地活性化促進奨励基金、これの基金を充当致しておりました。失礼しました、商工観光振興基金を充当致しておりましたので、事業費の執行残に併せまして振興基金も減額したものでございます。次に観光費であります。110万8千円を減額致してございます。これにつきましては、明日萌観光等の事業費の不用額を減額を致しまして、ここに充当致しておりました商工観光振興基金、これも併せて基金の方の減額整理をしたものでございます。次14頁をお開き願いたいと思います。8款土木費であります。2目道路新設改良費、補正額は出してございませんで財源の移動のみでございます。旭町公園線の歩道拡幅事業に、補助事業であります。これの補助起債の裏、一般財源部分を振興基金を充当しておりましたけれども、これにつきましても決算処理により

繰り入れを取り止めて財源の振替を行ったものでございます。5目、5項住宅費1目住宅管理費であります。補正額は出しておりません、これも財源移動のみであります。公営住宅使用料収入の減額による財源移動でございます。10款の教育費、2目の社会教育推進事業費それから7目の図書館費、それぞれにつきましてはスコール基金を充てている事業でございます、それぞれ芸術文化鑑賞事業、或いは図書館における図書の購入事業、これのスコール基金の充当を減額をしたものでございます。次に12款の諸支出金4目の振興基金費であります。317万1千円の増加でございます。積立金の増であります。まず指定寄付金分の積み立ての減として70万1千円、これにつきましては農業振興基金へ同額組み替えるための減額処理でございます。それから387万2千円につきましては、決算処理によります新規の積み立てとして予算計上したものでございます。次の頁、15頁をお開きを願いたいと思います。5目のふるさとづくり基金費410万5千円の増加であります。これにつきましては、3月の補正後における指定寄付、吉田好宏様から400万円他の寄付がございまして、これを専決処理として積立予算を組んだものでございます。9目の農業振興基金費70万1千円の増であります。これにつきましては、先程の振興基金の積立金から組み替えを行ったものでございます。15目の奨学基金の貸付基金、これにつきましても3月補正後における指定寄付を積み立てるものでございます。

次に7頁歳入の方をお開きを願いたいと思います。まず歳入の一般財源処理と致しまして、ゴルフ場利用税の交付金の減額であります。それから地方特例交付金の特別交付金95万5千円ありますが、これにつきましては交付実績によります減額として計上したものでございます。11款の地方交付税であります。4,086万7千円の追加補正を行ったものでございます。これにつきましては最終的に特別交付税の決定によりまして総額確定を致しましたので、それに伴います決定額からの残分を交付実績により追加補正を行ったものでございます。14節の使用料及び手数料の土木使用料につきましては、住宅使用料の減分を計上したものでございます。次の頁の15款国庫支出金、16款の道支出金につきましては、それぞれ国費、道費の負担金の確定によります増減を行ったものでございます。次17款の財産収入であります。生産物売払収入と致しまして461万7千円の減額、これは実習農場における椎茸等売払収入の減として計上したものでございます。次9頁であります。18款の寄付金であります。2目の総務費寄付金ありますが、まず振興費の寄付金の70万1千円の減額と農業振興基金の寄付金70万1千円の増、これは組み替えを行ったものでございます。それからふるさとづくり寄付金の410万5千円と奨学資金貸付金の寄付金の5千円につきましては、3月補正以降の寄付金収納によります補正でございます。19款の繰入金であります。まず2目の振興基

金繰入金 3,112 万 8 千円の減額を行ったものでございます。これにつきましては、決算処理を致しまして取り止めと、繰り入れの取り止めとしたものでございます。先程申し上げた歳出欄のなかでありました建設事業財源として充当していたところでございますが、歳計剰余の発生からこれを取り止めと致したものでございます。

4 目録の景観等保全基金繰入金から以下次頁に渡りまして、各基金充当事業の執行残によりまして、基金の充当を減額処理をしたものでございます。10 頁の最後町債であります、農林水産業債 230 万円の減額につきましては、農業者健康管理施設大規模改修事業であります。過疎債の同意額の決定によりましてこれを減額としたものでございます。以上で専決第 3 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第 2 号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第 8、承認第 3 号。専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）はい。承認第 3 号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成 20 年 6 月 19 日提出。次頁、専決処分書をお開きを願います。

専決処分、地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めこれを専決処分する。平成 20 年 3 月 30 日、町長名でございます。次の頁、お開きを願いたいと思います。

沼田町税条例の一部を改正する条例。沼田町税条例（昭和 29 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する、と致しまして提案理由のご説明を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律、その他関連する政令並びに施行規則の一部を改正する省令が平成 20 年 4 月 30 日に衆議院再議決となって、それぞれ交付をされてございます。このことから改正準則に基づきまして、町税条例の改正を行い、専決

処分とさせていただいたものであります。改正条例案の朗読につきましては省略をさせていただきますして、主なポイントについてはお手元に配布をしてございますペーパーのとおりでございます。

まず大きなポイントと致しまして、住民税関係でございますが、個人住民税におけます基金税制の見直しでございます。この中では、いわゆる所得税の控除対象寄付金のうち地方公共団体が条例により指定した団体の寄付金を寄付金控除の対象として追加出来るということになったところでございますが、該当団体として社会福祉協議会等がある訳でありますけれども、寄付の実態を踏まえると個人住民税の税額には馴染まないということで、この件について指定をしないこととしてございます。更に現行の所得控除方式を税額控除方式に改める、で、控除率は6%。それから寄付金控除の対象限度額を現行の25%から30%への引き上げ、それから適用下限額を現行の10万円から5千円に引き下げることが大きなポイントでございます。併せて地方公共団体に対する寄付金税制の見直しが行われまして、特にふるさと納税絡みになりますけれども、これにつきましては地方公共団体に対する寄付金のうち適用下限額5千円を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除する改正がなされてございます。なお、この改正は平成21年度分以降の個人住民税について適用されるものでございます。

資料の2頁目であります、個人住民税におけます公的年金からの特別徴収制度の導入でございます。これにつきましては、前段ご説明はさせていただいてございますが、65歳以上の公的年金等の受給者で老齢基礎年金等の給付額が10万円未満である場合、或いは当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の給付の額を超える場合は対象としないということにしております。なお、調査の結果、特別徴収の対象となる方については約250名程度という風に調査を致してございます。これにつきましては平成21年10月支給分から実施されるものでございます。

続きまして、証券税制でありますけれども、上場株式の配当、譲渡益の軽減税率の廃止でございます。上場株式等の配当、譲渡益に係る軽減税率3%、これは軽減税率というかたちで本則と違うかたちを取っておりましたけれども、これを平成20年末を以って廃止をする改正となっております。また、円滑に新制度へ移行するための特例措置として平成21年、22年のこの2年間につきましては、500万以下の譲渡益、及び100万円以下の配当について3%、市町村分では1.8%ありますが、この税率を適用する措置が設けられてございます。

次に固定資産税でございますが、新築住宅にかかります固定資産税について、最初の3年度分、税額から2分の1を減額する措置の適用期限、これを2年間延長して平成22年3月31日までとすることにしてございます。更に省エネ改修を行った住宅にかかる固定資産税の減額措置が創設されてございます。既存の住宅におい

て一定の省エネ改修を行った場合に翌年度分の固定資産税の税額から3分の1を減額する改正がなされております。もう1点であります、長期に亘り利用できる質の高い住宅の建設を促進するため、新築された長期優良住宅200年住宅について、固定資産税を新築から5年度分、税額から2分の1減額する特例措置が創設されてございます。その他税法改正に伴います文言等の改正が行われたものでございます。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第3号は、承認することにご異議ありませんか。

（「反対」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）それでは採決を取ります。本案について賛成の方は挙手願います。

（挙手（賛成）多数）

○議長（杉本邦雄議長）はい、賛成多数により、本案は可決されました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第9、議案第39号。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）はい。議案第39号、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を提出する。平成20年6月19日提出、町長名でございます。沼田町国民健康保険税条例（昭和35年条例第14号）の一部を次のように改正すると致しまして、条文の朗読は省略させていただきます、提案理由のご説明を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律並びに関連する政令、省令が平成20年4月30日にそれぞれ公布されたことに伴いまして、改正準則に基づきまして条例の改正及び給付必要額に対する税率等の改正を行ったものでございます。平成19年の総所得は対前年に比較致しまして、約7,400万程度伸びてはいるものの医療費の増加或いは新設の後期高齢者支援金による必要税収額の増加が見込まれてございます。仮に必要額に近づけた税率で積算致しますと、被保険者の負担水準が極端に増加をしてしまうということから、基金から3千万円を繰り入れをいたしまして、負担額が前年度と同

程度の水準になるよう税率の改正を行ったものでございます。なお、過日開催されました国保運営協議会においてもご説明を申し上げ、承認を受けているものでございます。

それでは改正条例案の主なポイントについてご説明をさせていただきますが、資料を先程協議会のなかでお配りをしてと思いますので、それをご覧いただきたいと思いますが、まず条例改正の内容と致しまして、税法の改正に伴う条例の改正でありますけども、まずは最高限度額改正でございます。医療費に充てる為の最高限度額これが56万円から47万円に引き下げられてございます。次に後期高齢者支援金の賦課額、この限度額を12万円と定められてございます。税法の改正に伴いまして、条例も同様な改正を行ったものでございます。それじゃ次の頁をお開き、横になりますけれども、保険税率の算出資料という、ありますでしょうか。それではあの概略を説明させていただきます。

まず税率の改正でございます。税率につきましては医療分、介護分そして新設の後期高齢者支援金分、この三つについての改正がなされております。限度額につきましては先程、法改正に伴います改正をしたこととお話をさせていただきました。その他、それぞれの税率であります。まず医療分であります。所得割につきましては現行5%を3.45%に引き下げるものでございます。それから均等割については同額、資産割も同額であります。平等割については2万円を1万6千円に引き下げるものでございます。次の介護分であります。介護分につきましては均等割を1万1千円から1万3千円に引き上げる改定であります。新設の後期高齢者支援金につきましては限度額が12万円、所得割につきましては0.85%、均等割については4千円、平等割についても4千円という改正でございます。これに伴います、いわゆる低所得者の判定によります軽減税率、軽減額、これにつきましてはそれぞれ均等割、平等割と医療、介護、後期のそれぞれの税額に対しての7割、5割、2割軽減をした数字になっているものでございます。なお、特定世帯として平等割で後期高齢者に移行する世帯、離脱をする世帯の軽減もここでとられてるものでございます。それと北空知管内の国民健康保険料併せて税、この賦課状況であります。6月18日現在、各市町それぞれ出揃っております。この中で一人当たり、或いは一世帯当たりの平均課税額、これにつきましては沼田町の数字は読み上げませんけれども、一人当たりの平均課税額は深川市も含め、沼田町が一番負担の少ない額で設定をされてございます。一世帯当たりにつきましても、幌加内は別と致しまして、最低水準の負担額という風に設定をしたものでございます。

次の頁にそれぞれの改正案による比較ということで、その影響をそれぞれのパターン、三世帯のパターンとして試算をしてございます。まず会社に勤務しているAさんの場合、これは一般的な世帯であります。この場合所得を同額と致しまして、

改正前年税額が26万6千円であります。これが改正後27万飛び700円でございます、4,700円の増額になる訳であります、医療分では3万7,700円の減額、後期支援分で3万8,400円の増、介護分で4千円の増というのが内訳になってございます。

それからもう一つのパターン、農業所得があるBさんの場合ということでありますが、32万1千円という改正前の年税額、これが改正後の税率を適用致しますと、32万4,500円となりまして、3,500円の増額でございます。これにつきましても、医療分は当然減額になりまして4万300円の減額、後期支援分はプラスの3万9,800円、介護分で4千円の内訳となっております。

それから65歳の一人世帯Cさんの場合ということで、いわゆる公的年金の収入パターンであります、7割軽減が適用されたかたちになってございます。改正前1万3,200円の年税額でありますけれども、これが7割軽減の差し引きを致しまして年税額で1万4,400円、差し引き1,200円の増額という風になってございます。対前年との比較のなかで極端な増加の無いように、3千万円の基金の繰り入れを行った結果、若干ではありますが増額という傾向にはありますけれども、基金の繰り入れのなかで負担を抑えた努力をした結果という風に考えてございます。

併せてもう一点、地方税法によりまして、国保の年金からの特別徴収というのが法で定められてございます。しかし当町の場合、ただし書きを適用致しまして、徴収率が98%以上ございます。このことから特別徴収をすることが適当でないと認められる町村という風に判断を致しまして、10月からの特別徴収につきましては条例化をしてございません。この点を付け加えまして説明を終了させていただきたいと思っております。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第39号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第10、議案第40号。沼田町ふるさとづくり寄付条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。地域開発課長。

○地域開発課長（神 憲彦課長）議案第40号、沼田町ふるさとづくり寄付条例の一部を改正する条例について。平成20年6月19日提出、町長名でございます。沼田町ふるさとづくり寄付条例の一部を改正する条例。沼田町ふるさとづくり寄付条例（平成17年条例第2号）の一部を次のように改正する。

〔以下、議案を朗読〕

○地域開発課長（神 憲彦課長）資料として新旧対照表を配布させていただいておりますけれども、今回の改正につきましては5月に地方税法が改正され、ふるさと納税が本格的にスタートしたことから、その受け皿となります寄付条例を改正するものです。本町におきましては、先程説明申し上げましたとおり、17年の3月にいち早く夜高あんどん等の維持、保存を始めとする特色ある五つの事業を対象に寄付条例を制定し、一定の効果をj得ているところでございますが、今回その対象事業の一部を見直すこととしたものです。明日萌ロケ施設の維持、保存につきましては3月の議会でも説明申し上げましたとおり、ロケから10年が経過し、施設の老朽化が著しく今年度の一部施設を解体、縮小することとしていることから、条例の文言からその部分を削除し地球温暖化の防止に効果があると言われる植栽活動の推進ですとか、グリーンルータルぬまた21を始めとする環境美化活動の財源として、豊かな自然景観と環境の保全に関する事業を新たに加えることとしたものでございます。また、ふるさと納税制度の趣旨が都市から地方への税源移譲を踏まえたものであり広く寄付を受ける為、インターネットの活用ですとか東京沼田会を始めとする本町にゆかりのある方々の協力をいただきながら、あらゆる機会をとらえて積極的にPRをして参りたいと思っておりますので、その点もよろしくお願い致します。以上、説明に代えさせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第40号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長） 日程第 11、議案第 41 号。幌新いこいの森公園条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長） 議案第 41 号、幌新いこいの森公園条例の一部を改正する条例について。幌新いこいの森公園条例の一部を改正する条例を提出する。平成 20 年 6 月 19 日提出、町長名でございます。幌新いこいの森公園条例の一部を改正する条例。幌新いこいの森公園条例（平成 17 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

〔以下、議案を朗読〕

○建設課長（谷口 勲課長） 説明申し上げます。本年 4 月から町民パークゴルフ場の利用料金を改正致しましたが、シーズン券購入の特典として幌新いこいの森公園パークゴルフ場もそのシーズン券で利用できるものとしたものでございます。シーズン券の販売拡大、幌新いこいの森パークゴルフ場の利用ばかりではなく、いこいの森公園の利用、或いは温泉施設の利用促進の一助となればと考えております。以上を申し上げまして説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長） はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○5 番（絵内勝己議員） はい。

○議長（杉本邦雄議長） はい、絵内議員。

○5 番（絵内勝己議員） はい、5 番、絵内です。これあれですか、シーズン券の年間、最後の決算だと思うんですけども、按分については一回一回、A さんがどこどこに何回行ったってチェックされて最後は決算するんですか。意味分らないですか、僕の言い方が悪いかな。

○議長（杉本邦雄議長） はい、建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長） あの今の利用料のお話だと思うんですけども、利用料につきましては、温泉の方には利用料の移動と言うんですか、そういうお金の移動は考えておりません。先程の説明でお話しましたように、目的な温泉或はいこいの森の利用に繋がればというようなことで提案させていただいております。

○5 番（絵内勝己議員） はい。

○議長（杉本邦雄議長） はい、絵内議員。

○5 番（絵内勝己議員） あの、それは非常に寛大なる配慮だと思うんですけども、

温泉にしてみればいくらか受け付けの手間もある訳ですけども、いくらかはまわすことにはならないんですか、温泉の方にはシーズン券の利用料金の一部を。例えば A さんが温泉の方に 3 回行ったら、こっちに 7 回行ったら 3 分の 1 は温泉よ、ということにはならないんですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長）あの、開発公社ともですね協議をさせていただきまして、事務的な、利用という数もございますけれども、事務の煩雑化もございまして、これについてはこういう扱いをさせていただくということで協議をさせていただいております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第 4 1 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第 1 2、議案第 4 2 号。沼田町化石館設置条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。教育委員会次長。

○教育委員会次長（辻 広治次長）議案第 4 2 号、沼田町化石館設置条例の一部を改正する条例について。沼田町化石館設置条例の一部を改正する条例を提出する。平成 20 年 6 月 19 日提出、町長名でございます。沼田町化石館設置条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明させていただきます。教育長の教育行政報告でも触れられておりましたが、陶芸館の改修等が終了後、7 月、オープンセレモニーが 17 日、一般開放は 19 日というようなことで予定をしておりますが、化石体験館としてオープンすることから、現状に即した条理恵に改正する必要がある、今回改正をしたものであります。併せて陶芸館の陶芸館条例を廃止することも併せて改正をしております。提案しております。主な改正の内容としましては、題名を今回レプリカ工房とそれからあの化石体験館という二つの施設を持つことから、化石館の沼田町化石館設置条例というものを沼田町化石館条例という風に表題を改め

させていただいております。それから第2条で化石館が持つその施設について、化石体験館それからレプリカ工房というようなことでの区分をさせていただいております。それから三つ目の改正の内容としましては、観覧料の改正をしたものでございます。観覧料につきましては、展示物の充実等を図ったことから、内容検討し従前よりも金額を上げて設定をさせていただいております。なお、あの町内の在住者が観覧する時につきましては、従前どおり無料とさせていただいたものでございます。それから、付則のなかで陶芸館条例の廃止を謳わせていただきまして、7月1日からの施行とさせていただいておりますので、よろしくご審議お願い致します。○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第42号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第13、議案第43号。指定管理者の指定についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。地域開発課長。

○地域開発課長（神 憲彦課長）はい、議案第43号、指定管理者の指定について。公の施設の指定管理者に下記の者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

〔以下、議案の朗読〕

○地域開発課長（神 憲彦課長）今回提案しております指定管理者の指定につきましては、3月議会で議決をいただいた沼田町駅前多目的広場条例第3条に基づき行うものですが、その設置の目的がふるさと市場を始めとする各種展示販売の会場、それから各種イベント会場としての利用を想定していること、また観光情報プラザに非常に近いことから既に観光情報プラザの管理を受託している沼田商工会を指定し、一体的に管理することがより効果的であり、効率的であると判断したものでございますので、よろしくご審議のほどお願い致します。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質

疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第４３号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第１４、議案第４４号。沼田町道路線の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長）議案第４４号、沼田町道路線の変更について。道路法第１０条２項の規定によって沼田町道路線を下記のとおり変更する。

〔以下、議案を朗読〕

○建設課長（谷口 勲課長）本通り。

（「説明省略」の声あり）

○建設課長（谷口 勲課長）よろしくご審議のほどお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第４４号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第１５、議案第４５号。平成２０年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）はい、議案第４５号、平成２０年度沼田町一般会計補正予算について。平成２０年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成２０年６月１９日提出、町長名でございます。別冊の補正予算、第１号の１頁をお開きを願いたいと思います。

〔以下、別冊補正予算書１頁を朗読（第２項以下省略）〕

○財政課長（辻山典哉課長）それではまず、９頁の歳出の方をお開きを願いたいと思います。まず歳出の２款総務費であります、３１１万７千円を追加するものでございます。９目の企画費であります、２３６万３千円を追加を致してでございます。内容につきましては、まず１本目、緑化検討事業交付金と致しまして、２１６万３千円を追加と致してでございます。これにつきましては、北空知河川事業所の委託業務と致しまして、雨竜川の堤防敷地にハーブを植栽をするものでございまして、１８年度からの継続事業でございます。雨竜川楽しい水辺協議会に対して同額交付されるものでございます。次に沼田町地域公共交通活性化補助金の２０万円でございます。町長の行政報告にもあったところでございますけれども、法定協議会に対します補助金、これが年度末交付であることからこの法定協に要する経費、これを当面一般会計が必要額交付を致しますが、年度末に補助金が入ったところで、協議会の方から同額歳入するというかたちを取ったものでございます。次に１０目の振興費で４８万円であります、１９節負担金補助及び交付金で３３万円の青年交流事業補助金と致しまして計上致してございます。農業費で当初計上致してございましたアグリパートナー事業、これを発展的に農業後継者を始めとする商工青年も含めた勤労青年の花嫁対策と致しまして、実施することから振興費の方へ計上し、事業補助を致すものでございます。

次に３款の民生費であります、６９７万円を追加するものであります。まず、１目の社会福祉総務費で４９万９千円であります。国民健康保険特別会計の繰出金で増額を致してございますが、この内容につきましては、事務費と致しまして臨時職員の賃金、或いは共済費等の繰出分を増額したものでございます。次の頁をお開きを願いたいと思います。４目の障害者福祉費で３００万円ちょうどの補正額でございます。これにつきましては障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けまして、当事者や事業者のおかれている状況を踏まえ、特に必要な事項について事業を実施するものでございまして、財源につきましては道の基金を用いた１０割補助金となっているものでございます。まず１３節の委託料であります、１７０万円であります。障害者自立支援相談支援充実強化事業の委託料でございます。障害者等への福祉サービスの説明会の開催や、居宅障害者の訪問事業、或いは支援ネットワーク構築事業など、北空知障害者支援センターアップルに業務委託がなされるものでございまして、北空知の各市町とも予算計上しているものでございます。次に１９節

の負担金補助及び交付金の30万円ではありますが、うち障害児を育てる地域の支援体制整備事業負担金80万円であります。これにつきましては、当町と致しましてはこども館の学童保育が小学校3年生までということから4年生以上の対象者の日中一時支援と致しまして、深川市の通所の施設ふれあいの家の事業にかかる負担金を計上致したものでございます。これにつきましても、北空知各市町それぞれ予算計上がなされているものでございます。なお、19節の通所サービス利用の促進事業補助金の50万円、それから扶助費の同じく給付費で50万円、これにつきましては節の組み替えを行ったものでございます。次に8目のグループホーム費であります、336万円の追加でございます。4節共済費、7節の賃金であります、これにつきましては臨時職員の1名増によりますそれぞれの経費の増額になってございます。13節の委託料で63万9千円を計上致してございますが、このうちケア記録支援システム導入委託料を併せましてその保守委託料もありますけれども、これにつきましては、第三者の外部評価によります指導改善事項と致しまして、こういったシステムの導入を改善事項として求められたものでございます。

続きまして11頁であります、4款衛生費であります。558万円の減額でございます。2項清掃費であります、塵芥処理費それからし尿処理費、それぞれ北空知衛生センター組合負担金の減額になってございます。塵芥処理費につきましては445万3千円の減、エコバレーによります焼却委託料の単価改定によります減額となったものでございます。し尿処理分の120万3千円につきましては組合での機械設備の修繕料の執行残、この減額に伴いまして負担金の減となったものでございます。

次6款の農林水産業費でございます。236万1千円を追加するものであります。まず農業費の6目農業総合対策費であります、40万円の減額、先程振興費の方で申し上げましたアグリパートナー対策事業の補助金、これを減額をして振興費の方の青少年の交流事業へ事業振替を行ったものでございます。14目の五カ山牧場運営費であります、78万7千円の増額であります。11節の需用費であります、これは修繕料として67万5千円計上致してございます。14節も関連がございしますが、繁殖用の牛舎の柱、H鋼になる訳でありますけれども、これが糞尿によりましては、腐食が著しく倒壊の恐れがあると、まあこういったことから補強の為に修繕を行うものでありまして、借り上げ料の11万2千円につきましてはピット内の糞尿のかき出しに必要な借り上げ経費でございます。続きまして、次の頁でございしますが15目就農支援実習農場運営費であります、184万8千円を計上致してございまして工事請負費でございます。実習農場の外構補修工事と致しまして計上した訳であります、椎茸ハウスの西側法面、この一部が融雪に伴いまして崩落したことによります補修工事を計上させていただいたものでございます。

次7款の商工費、1目商工業振興費でありますが15万4千円、委託料であります。指定管理業務としての委託料計上したものでございます。2目の観光費であります。110万円の追加補正であります。ほたるの里案内看板設置工事と致しまして、湯内トンネルの開通に伴いまして、相当交通料が増えてございます。まあそんなことからほたるの里、併せて温泉等への誘導案内版、これを湯内から沼6経由の主要交差点の6箇所に設置をしたいということで、この経費を計上したものでございます。

続きまして8款の土木費であります。1,184万5千円を追加補正したものでございます。まず1目の道路橋梁維持費であります。1,185万円を追加を致しました。工事費であります。恵比島4号線の横断間の改修工事であります。これにつきましてはコルゲート管が入ってございまして、この管の腐食によりまして腐食部が穴が空きまして、ここが陥没をしているという状況にあることからこれを放置出来ないということで、改修を行うものでございます。それから恵北幹線の函渠改修工事であります。これにつきましてはボックスカルバートが入っている訳でありますけれども、このカルバートも全体の打ち込みじゃなくして、何本か繋ぎのカルバートの仕組みになってございます。まあこんなことから、それぞれのカルバートにずれが生じて、繋ぎ部に相当な隙間が生じているということで、このままでおきますと放置できない、危険な状況にあるということから改修工事を行うものでございます。次に2目の道路新設改良費であります。補正額はマイナスの5千円というかたちでございます。その内容につきましては、まず町道旭町幹線の実施設計業務委託料で262万5千円を減額をしたものでございます。この減額につきましては、交通安全の事業と致しまして、地区一括統合補助金、これで旭町地区の旭町公園線等の事業を行っているところでありますけれども、本年度当初踏み切り改良の設計を予定をしていたものでございます。これを今回見送りまして、代替といたしまして旭町南支線、下段にあります157万円の新規の委託料でございます。旭町公園線から旭寿園に通ずる150mでございます。ここの改良のための実施設計に業務を振り替えたものでございます。それと中段であります。町道東予中央線の実施設計業務委託料105万円あります。計画延長が1,126m、平成21年から24年までの4年間事業でございます。全体事業を約2億1千万として計画をし、本年度設計業務に着手することで予算計上したものでございます。

それでは次の頁をお開きを願いたいと思います。10款の教育費であります。4目のこども館費53万6千円を追加を致してございます。これは臨時職員さんの賃金として増加をしたものであります。こども館におけます障害児の受け入れに対する臨時の指導員、この増員に伴う賃金の増でございます。それから7項学校給食費、1目の学校給食費の1万8千円でございます。これにつきましては平成2

0年度より学校給食費の扱いを一般会計に取り込んだと、これに伴いまして19年度末におけます収入未済額1万8千円、これを町が引き受けたもの、引き継いだものでございます。続きまして14頁であります、12款の諸支出金であります。減債基金費で70万1千円の減額でございます。これにつきましては振興基金の繰入金を70万1千円減額したことによりまして、一般財源の追出し分が減少をし、その一般財源で積み立てるべき減債基金も減少となったものでございます。

13款の職員費であります、これにつきましては財源の移動のみの補正になってございます。

それでは7頁の歳入の方をお開きを願いたいと思います。7頁歳入であります、まず地方交付税でございます。5,960万5千円の減額をしたものでございます。これにつきましては特定財源をそれぞれ充当致しまして、さらに発生した繰越金を計上して計算をした結果、財源オーバーになることから、地方交付税を予算上減額をし、収支の均衡を図ったものでございます。

16款の道支出金であります、2目の民生費の道補助金の300万円、これにつきましては障害児の関係であります、全額道の基金を財源として行う事業3事業あった訳であります、これに充当するものでございます。5目の教育費の道補助金35万6千円ありますが、これにつきましてはこども館における臨時指導員、この増員に対する補助金として受け入れるものでございます。

次に8頁であります19款の繰入金、1項基金繰入金であります。2目の振興基金繰入金70万1千円の減額をしてございます。これは先程減債基金のところでお話を致しました公園費のなかの建設事業部分で充当している振興基金を70万1千円分減額をしたものでございます。次に8目の農業振興基金の繰入金で40万円の減額、これにつきましてはグリーンパートナー事業の方式の改変に伴いまして、農業費から振興費の方へ移行したということで、農業振興基金の繰り入れを取り止めたものでございます。次に特別会計からの繰入金、1目の介護保険特別会計からの繰入金、1目の介護保険特別会計繰入金50万5千円あります。これにつきましては18年度まで遡る訳でございますが、18年度に設定を致しました繰越明許費、これは後期高齢に関わりますシステムの構築事業の繰越だと思っておりますけれども、これにかかる事業の精算として一般会計が負担をした部分を逆に一般会計に戻し入れをするものとして一般会計が繰り入れるでございします。

続きまして、20款の繰越金であります、7,426万3千円の増額でございます。平成19年度の繰越額7,938万2,300円のうち繰越明許財源11万9千円、これは雪中米の商標登録の関係で繰り越した分であります。これを差し引いた額7,926万3,300円が純繰越金となる訳でありますけれども、ここから当初計上しておりました500万円を差し引いた額7,426万3千円を今回追加補正

をしたものでございます。

次に21款諸収入であります。5目の雑入で239万5千円の追加でございますが、緑化検討業務委託金216万3千円、これは北空知河川事業所からのハーブ植栽にかかる委託金でございます。それから沼田町地域公共交通活性化負担金20万円、これは法定協議会に対します初期費用支弁をしたものにかかります回収金として予算計上したものでございます。以上で補正第1号の歳入歳出につきましてご説明させていただきました。よろしくご審議のほどお願いを致します。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○4番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、大沼議員。

○4番（大沼恒雄議員）はい、10頁の障害者福祉費300万ということで、道補助をいただいている訳ですが、このアップルさんってお名前を先程、まあ事業所の名前なのか何なのかよく分かんないんで、その辺の実態をちょっと教えていただきたい、実態といたらいいのかな、それをちょっと教えていただきたいのと、これは沼田の町民の例えば障害者の方もここで全部使えるというご理解で良いんですかね、ちょっとその辺どういう風になっているかお知らせ願いたい。

○議長（杉本邦雄議長）住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）はい。アップルの関係でございますけれども、アップルにつきましては2年ほど前に社会福祉法人として設立をされてございまして、北空知一円のそれぞれ障害を持たれた方が個別に利用されたりですね、或いは町の方に支援に訪れたり、それぞれ個々に各町の対応をしていただくということで、その協議会の方にも北空知1市5町全て加入したなかで、運営をされている社会福祉法人でございます。沼田町の子供たちについても深川の支援センター等を利用することができるようなことで各町がそれぞれお金を出し合って、今回財源数値につきましても、当該年度終わりますと補助が無くなるということで1市5町合わせて今回補助を利用して今回請求するということでございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですか。他にありませんか。はい、中村議員。

○8番（中村保夫議員）私あの、6月補正でこんなに細かい補正がいっぱい項目として出てくる。3月の予算委員会で12月から財政課が本当に努力をしながら財政を組み込んできたはずなのに、そして予算委員会を通過したはずなのに、6月補正でなんかこんなにたくさんの項目、説明するのに15分もかかったような、こんなに6月補正であると思ってなかったんですけれども、これなんか特別なことがあったんでしょうかね、あの6月補正というのは2、3件主なものが突発的に出てきたと

というのが僕の記憶としてあるんですけれども、こんなにたくさん出てきた理由についてちょっと教えといて下さい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）おっしゃるとおり、6月の補正というのはあまり大きく動かない、いわゆる繰越金を発生させたものの始末をする程度の予算というようなことがあるんだろうと思います。ただ、3月のいわゆる新年度を終えて、その後の状況の変わりという部分では、たまたまと言ったら変ですけども、様々な事案が発生をしたということにつきましては、これは否めない事実かなという風には思います。只しかし、おっしゃられるとおり、予算の中につきましては一部当初の予算漏れというものも当然なかにはあろうかと思っています。また当初予算で検討をしていたけれども、財源がその時点では確定ができないで6月の段階で財源が付いたから計上されたもの、まあ様々な理由があろうかという風にこう思っております。それで、いずれにしても決定的に町長の政策がこの補正予算の中で変更される、或いはシフトされるというような補正の内容にはなっていないと私は思っております。まあそんなことで言えば、6月の補正のなかである程度額が出てくる。特に大きいものは道路の関係が大きい訳でありますけれども、いずれにしても6月の補正にしてその金額の多少ということが直接政策のシフトには関わっていないだろうという風に思って訳でございまして、これが答弁になっているかどうか分かりませんが、まあ一部申し上げましたとおり計上漏れというものもあったということは確かでございます。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）他に無ければ質疑を終結したいと思います但よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第45号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第16、議案第46号。平成20年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。

和風園園長。

○和風園園長（浅野信行）はい。議案第４６号、平成２０年度養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成２０年度養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成２０年６月１９日提出、沼田町長名でございます。別冊補正予算第１号１頁をお捲りいただきたいと思います。

〔以下、補正予算書１頁を朗読。（第２項以下省略）〕

○和風園園長（浅野信行）今回の補正の主な内容と致しましては、１９年度最終決算によりまして、繰越金約１，２００万円が見込まれたことによります収入の増とそれに併せまして、支出の分の積立金の増額、それと昨年より故障が多い施設ボイラー１機の修繕費を計上させていただいたものであります。それでは詳しい内容について説明させていただきます。

（「説明省略」の声あり）

○建設課長（谷口 勲課長）ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第４６号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第１７、議案第４７号。平成２０年度特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。○旭寿園園長（吉田憲司園長）はい。議案第４７号、平成２０年度特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成２０年度特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成２０年６月１９日提出、沼田町長名でございます。別冊で説明させていただきます。１頁お開きいただきたいと思います。

〔別冊、補正予算書１頁を朗読。（第２項以下省略）〕

○旭寿園園長（吉田憲司園長）今回の補正につきましては、職員の人事異動、或いは利用者の安全対策、或いは歳入につきましては繰越金等の調整によるものであり

ます。最終頁6頁をお開きいただきたいと思います。1款運営費、1目運営費でございますけれども、202万4千円の増額でございます。13節委託料でございますけれども、肺炎球菌予防接種の委託料と致しまして、44万8千円の増額となっております。この関係につきましては、本来平成19年度の3月に実施する予定でしたこの予防接種でありましたけれども、ちょうどその時期に園内で風邪が蔓延致しまして、主治医の先生と相談した結果、3月中に出来ないということで4月の初めに実施を致しまして、今回こういうことで補正をさせていただいております。それから18節備品購入費でございますけれども、庁用器具費増額の63万1千円となっております。利用者の安全対策、或いは事故防止等、または居室用の備品ということで、予算計上してございまして、主なものと致しましては利用者がベッドから床に足を下ろすとすぐセンサーが鳴るような床センサーを4台設置し、或いは血液中の酸素濃度をすぐ測れるような血中濃度測定器、これも主治医の先生からの指導によりまして購入したいということで計上してございます。それから居室用の衣類を入れる収納ケースなんですけれども、最近ショートで利用させる方が多いものですから、キャビネットを4台ほど予算計上させていただいております。それから23節償還金利子及び割引料の14万9千円でございますけれども、これにつきましては平成18年度の利用者負担金のなかに過誤納付されている部分がございます。その金額と還付加算金を含めまして、14万9千円の計上をさせていただいております。

次に5頁の方をお開き願いたいと思います。歳入の方でございますけれども、1款介護サービス収入の1目老人福祉施設介護報酬収入でございます。3節と致しまして、過年度介護収入ということで、これにつきましては国保連からの介護収入で平成18年、19年度に請求漏れがございまして、過年度収入として546万7千円を計上させていただいているところでございます。内訳につきましては、平成18年度分が約12万円、平成19年度分が534万7千円という風になってございます。

次に4款繰越金でございますけれども、収支決算致しまして302万1千円の繰越金でございます。

それから5款繰入金、1目基金繰入金でございますけれども、従来の基金繰入金に今回646万4千円を減額致しまして、これによりまして収支の調整をさせていただくものでございます。よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入

ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第47号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

(終了時間の延長宣告)

○議長（杉本邦雄議長）本日の会議は5時までとなっておりますけれども、追加議案が終わるまで本日の時間を延長したいと思います。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）日程第18、議案第48号。平成20年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）はい。議案第48号、平成20年沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成20年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成20年6月19日提出、町長名でございます。別冊予算書1頁をお開きをいただきたいと思います。存じます。

[別冊、補正予算書1頁を朗読。(第2項以下省略)]

○住民生活課長（栗中一弘課長）今回の補正につきましては、歳入にありましては19年度繰越金の確定、基金の繰り入れ、税率の決定による税込額の補正と歳出におきましては、療養費の増加が見込まれること、拠出金等の確定による補正となっております。10頁をお開きをいただきたいと思います。存じます。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、共済費15万1千円の増額でございます。特定検診、保健指導等との事務量に対応するために臨時職員を1名雇用してございますが、それにかかる社会保険料でございます。賃金31万8千円につきましては同様でございます。平均16日の雇用を20日に改める分の増加額となっております。委託料でございますが、37万円の減額、国保ライン関連ソフト保守委託料ということで、オンラインパソコン、現在業務用1台使っておりますが、2台のオンライン化ということの増額でございます。それからレセプトの点検業務につきましては、後期高齢者保険の方に被保険者が移動致しまして、その数量の減額に伴うものを見込んだもので44万4千円となっております。

2 款の保険給付費、1 項療養諸費でございますけれども、これにつきましては平成 19 年度の給付費の実績に基づきまして、算出基準に基づきまして、再度推計をした結果に基づく補正でございます、総体で 1 8 4 万 6 千円の追加となっております。一般被保険者で 1, 2 3 5 万 6 千円の増加、退職者にかかる分で 4 3 2 万 9 千円の減額、一般被保険者療養にかかる分で 2 4 万 7 千円等々の減額となっております。次の頁でございますが、2 項の高額療養費につきましては、前年度実績からの再計算の結果によります補正となっております。3 項の移送費につきましては財源の修正でございます。

3 款の後期高齢者支援金につきましては、社会保険支払金からの額の確定も基づきます補正となっております。

次の頁、1 2 頁でございますが、4 款の前期高齢者納付金につきましても額の確定に基づきます補正でございます。

5 款の老人保健拠出金につきましても、額の確定に基づく補正となっております。

6 款の介護納付費につきましても、同様額の確定に基づく補正となっております。

1 3 頁でございますが、8 款の保険事業費、特定検診事業費でございますが、これにつきましては事務費の不足分の補正となっております。委託料につきましては検診システムのパソコンのシステム開発の委託となっております。

7 頁にお戻りをいただきたいと存じます。歳入でございますが、1 款の国民健康保険税につきましては、8, 8 9 0 万円の減額となっております。これにつきましては繰越金の確定及び基金の繰り入れにより税負担の軽減を図ったことによります減額補正をするものでございます。一般被保険者分にかかりまして、8, 4 8 3 万円の減額、細節につきましては記載のとおりでございます。退職者にかかる分で 4 0 7 万 8 千円の減額となっております、細節につきましては記載のとおりでございます。

2 款の国庫支出金でございますけれども、19 年度の実績を踏まえまして歳出におけます療養給付費等に対する国庫負担分の補正となっております、2, 6 2 3 万 4 千円の追加でございます。2 項の国庫補助金でございますが、同じく 19 年度実績を踏まえまして、国からの調整交付金の増額補正となっております。

次の頁、8 頁でございますが 3 款療養給付費交付金につきましては、歳出におけます拠出金の減額に伴うものでございます。

4 款の前期高齢者交付金につきましても、各額の確定に基づく補正でございます。

5 款の道支出金につきましても、歳出におけます道の一定割合に応じました、療養給付費等の道費負担分の補正となっております。

8 款の繰入金につきましては、一般会計からの事務費不足分にかかる繰り入れの 4 9 万 9 千円となっておりまして、2 項の基金繰入金につきましては基金保有額を勘案致しまして、本年度 3 千万円を繰入れることと致しました補正となっております。

9 頁 9 款の繰越金でございますが、1 9 年度繰越額の確定による補正で 2, 7 2 9 千円でございます。以上説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○4 番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、大沼議員。

○4 番（大沼恒雄議員）先程説明がありました特定検診の沼田町の計画の説明を受けたですね、全員協議会のなかでなんですが、それはあのこの予算なかに入っているのは 1 3 頁の支出金の特定健康診断等の事業費ということで理解しても良いんですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）はい、そのようにご理解いただきたいと存じます。

○4 番（大沼恒雄議員）はい、議長。

○議長（杉本邦雄議長）はい、大沼議員。

○4 番（大沼恒雄議員）となるとね、これはあの町長の執行方針にあったんですが、法令的にはもう施行されているんだよということですよ。それで沼田の場合は 4 0 歳から 4 7 歳のメタボ検診者に対しては 3 0 歳まで引き下げて、その検診をするということですよ。まあそれは非常に良いことだと思うんだけど、ただこの法制度に対してはね、町長がね市町村会を通じて反対していくということになっているとしたら、その法制度っていう整備について、例えば条例改正だとかそういったものはもう終わっていたの。ちょっと勉強不足で申し訳ないんだけど、その辺の整備ってどういう風になるんですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）はい、法整備という面ではございませんで、予算の組み立ての中で特定検診事業等々と当初予算のなかでは特定検診で 3 7 0 万円ほど、それから保健指導で 1 9 0 万円ほどの予算の成立をいただきまして、それを執行するというもののなかで、事業を実施するというふうに考えております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、大沼議員。

○4 番（大沼恒雄議員）となるとですよ、例えばこれ自体が罰則があってね、その医療費が後から上がっていきますよって、例えば高い確率 6 5 % ですか、それをク

リア出来なかったら罰則がありますよということであればですよ、これ今この予算通してもということにならないんですか。なんかその辺ちょっと矛盾を感じるんですがどうなんですか。

○住民生活課長（栗中一弘課長）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）先程説明申し上げました自主検診の実施率の65%ということでございますけれども、これは5年度の平成24年に至った段階でこの65%に達していなければ、先程申し上げたペナルティが課せられるということでありまして、その5年間の間に担当としては全力を上げて数字をクリアしたいと考えてございますが、当初申し上げましたように、なかなか困難な部分もあるという認識で理解をしてございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、大沼議員。

○4番（大沼恒雄議員）だからね、この予算を通してしまうとね、予算を見てしまうとと言うのかな、この特定の・・・

○議長（杉本邦雄議長）ちょっと大沼議員、ちょっと休憩して説明してもらいます。

16時57分 休憩

16時59分 再開

○2番（横山忠男議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、横山議員。

○2番（横山忠男議員）2番の横山ですけど、ちょっと分からないというかね、11頁の後期高齢者の支援金36万7千円は載っているんだけど、これはどこへ支援するとかどこへ金持っていくの、これ。この後期高齢者医療会計ではないよね。広域連合に行くんなら、こっちの負担金だとか納付金だとかこっちの補正予算にも出てくるのが当然じゃないかなと思うんだけど、どこにも無い、ここにだけ載ってくるというのはどういうことだろう。どこと関連があるのかなということで聞いてみた。

○議長（杉本邦雄議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）はい、この支援金につきましては、後期高齢者の連合会の方を通じまして、一般会計を通じることにはなってございませんので、これと関連する数字が出てくるところはございません。

○2番（横山忠男議員）したら、後期高齢者の広域連合に直接この、ここからここへ行くということかい。

○住民生活課長（栗中一弘課長）はい。町の後期高齢者会計に支援するお金ではございませんで、連合の方に出す。

○2番（横山忠男議員）連合会を支援しているようなものでしょ。

○住民生活課長（栗中一弘課長）ですから連合会の方にお金を出しまして、連合会の方で医療費の方に充てますんで、北海道中の方の、はい。

○町長（西田篤正町長）だから市町村共済組合だとか、色んな入っている保険がそれぞれの支援金を出すんです。それと個人の納付金だとかを集めて最後にそれで医療費の支払いをする。

○2番（横山忠男議員）じゃあ集めたやつは、あの納付金、後期高齢者医療広域連合納付金というやつ、みんなから集めた金が行くんじゃないの。これはどっからでくるの。いやまだ議案に出てきてないから、関連というか、関連あるかなと思って。そしたら全然関係ないという解釈なんですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、生活課長よりもう一回します。

○住民生活課長（栗中一弘課長）はい。後期高齢者の保険料につきましては、町は単に加入者の方から保険料を徴収をする業務だけを請け負ってございまして、それを全て後期高齢保険の方に払い込みだけでございます。それで給付の方は北海道連合会の方で全て実施をするようなシステムになってございます。

○町長（西田篤正町長）徴収する事務の費用しかこれに入っていないんです。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですか。他に質問が無ければ質疑を終結したいと思うんですが、よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第48号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第19、議案第49号。平成20年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）はい。議案第49号、平成20年沼田町介護保険特別会計補正予算について。平成20年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成20年6月19日提出、文字が1文字大でございますので削

除、訂正をお願いを申し上げます。町長名でございます。別冊補正予算書1頁をお開きをいただきたいと存じます。

[別冊、補正予算書1頁を朗読。(第2項以下省略)]

○住民生活課長(栗中一弘課長) 今回の補正につきましては、19年度の決算に伴います繰越金の確定、国、道負担分の精算還付の補正予算となっております。5頁をお開きをいただきたいと存じます。

(「説明省略」の声あり)

○住民生活課長(栗中一弘課長) ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(杉本邦雄議長) はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第49号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長(杉本邦雄議長) 日程第20、議案第50号。平成20年度沼田町老人保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長(栗中一弘課長) はい。議案第50号、平成20年沼田町老人保険特別会計補正予算について。平成20年度沼田町老人保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成20年6月19日提出、町長名でございます。別冊補正予算書1頁をお開きを下さい。

[別冊、補正予算書1頁を朗読。(第2項以下省略)]

○住民生活課長(栗中一弘課長) 今回の補正につきましては、平成19年度決算に伴います国庫負担金等の精算に伴う内容となっております。5頁をお開きをいただきたいと存じます。

(「説明省略」の声あり)

○住民生活課長(栗中一弘課長) ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(杉本邦雄議長) はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質

疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第50号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第21、議案第51号。平成20年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）はい。議案第51号、平成20年沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について。平成20年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成20年6月19日提出、これも一文字大ごさいますので、削除訂正をお願い致します、町長名でございます。別冊補正予算書1頁をお開きを下さい。

〔別冊、補正予算書1頁を朗読。（第2項以下省略）〕

○住民生活課長（栗中一弘課長）今回の補正につきましては、事務費の不足分につきまして追加補正をする内容となつてございます。6頁をお開きをいただきたいと思います。

(「説明省略」の声あり)

○住民生活課長（栗中一弘課長）ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第51号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第２２、議案第５２号。平成２０年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○建設課長（谷口 勲課長）はい。議案第５２号、平成２０年沼田町公共下水道特別会計補正予算について。平成２０年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成２０年６月１９日提出、町長名でございます。別冊平成２０年度沼田町公共下水道特別会計補正予算書をご覧ください。１頁でございます。

[別冊、補正予算書１頁を朗読。(第２項以下省略)]

○建設課長（谷口 勲課長）今回の主な補正は平成１９年度繰越金の確定、次に北竜地区の開発局深川道路事務所の金庫の沢国道ボックスカルバート工事の施工に伴い、歩道に埋設されている下水管を移設する工事費の増額、合併浄化槽の設置希望が当初より多くございまして、３基を増額する工事費の増額でございます。７頁をお開き下さい。歳出からご説明申し上げます。１款下水道費、１目一般管理費、１３節委託料、５９万６千円の減額でございます。これは浄化センター運転管理委託業務の執行残でございます。１５節工事請負費、５１８万７千円の増額でございます。これにつきましては、国道２７５号線のボックスカルバート工事に伴う、歩道に埋設してある污水管１００ｍｍ、長さ４２ｍを延長する工事でございます。２項個別排水処理施設整備事業費、１目一般管理費、１３節委託料、浄化槽保守点検委託費の減額１０２万４千円でございます。２目、１５節４５０万５千円の増額でございます。個別排水処理施設設置工事、当初５基を計上してございましたが、追加要望の申込みがございまして、３基を追加して計上するものでございます。

続きまして５頁をお開き下さい。歳入でございます。１款分担金及び負担金、２目の個別排水処理施設整備事業分担金でございます。これにつきましては、４８万円３基分の負担金を計上してございます。続きまして６頁お開きください。６款の繰越金、１目繰越金でございます。平成１９年度決算繰越金の確定によりまして２４１万７千円、これを２０年度に充当するということで計上してございます。以上を申し上げまして説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第５２号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

（報 告 事 項）

○議長（杉本邦雄議長）日程第２３、報告第１号。繰越明許費にかかる繰越計算書の報告についてを議題と致します。本件は報告事項であります。説明を省略し直ちに質疑に入りたいと思います。報告第１号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）お諮り致します。報告第１号は報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって報告第１号は報告のとおり受理することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第２４、報告第２号。株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出についてを議題と致します。本件は報告事項であります。説明を省略し直ちに質疑に入りたいと思います。報告第２号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）お諮り致します。報告第２号は報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって報告第２号は報告のとおり受理することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第２５、報告第３号。財団法人沼田交通教育協会の事業計画及び決算に関する書類の提出についてを議題と致します。本件は報告事項であります。説明を省略し直ちに質疑に入りたいと思います。報告第３号について質

疑ありませんか。はい、大沼議員。

○4番（大沼恒雄議員）19年度の報告をいただきまして、20年度の今回の報告をいただいた訳でございますが、19年度の授業収入が9,200万の予算額に対しまして、決算額が約7,000万と、今回出ている計画案においては予算額が8,680万ですか、ちょっと1,500万ほどのまだまだひらきが実際の数字と予算している数字との差があるのではないかとということで、町長が理事長になるんですかね自動車学校、社団法人というのは、となると収支の見積もりの仕方と、それから今回20年の12月1日から公益法人の関係がスタートする訳ですが、5年間の猶予があるとは言いながらも、どのようにこれを考えて改善していくのか、例えば今年このままでいくとまた多分、2,000万近い赤字が町の方から補てんしないとならないのではないのかなと思うんですが、例えばリストラ計画、そういったものも全部含めた中で、ちょっと理事長、理事長って言うんですかね、この場合町長って言うんですかね、所信をお尋ねしたいと思うんですが。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）まあ昨年の決算を見てのご指摘でございますけど、おっしゃるとおりですね、まあ一定の考え方でもう少し予算を縮小をして事業計画を立てるべきだということで、職員に申し上げたんですけども、現行やっぱりそれだけの努力をしてみたいというお話もありましたので、一応これで了承を理事会等でいただいたんですが、当面その私どもとしては、達成できないという見通しもありますので、各手当ですね、慎重に支出をする予定をしておりますし、すでに臨時の職員も何人か辞めていただくような対応もさせていただいております。それと加えて一方ではですね、インターネットによる募集等効果もありますので、それらを十分活用するというのと、一般会計で予算の承認をいただきました広報、年何回かの広報活動も承認いただきましたので、この近くですね、ひっくるめた広報活動しながらある程度一定の人員を確保したい、そういう努力をして行きたいという風に思っております。それでもなおかつ収支が合わないという状況になりますと、今お話のありました、私どもとしては将来的に株式会社にせざるを得ないという風に思っておりますけれども、その移行までにですね、人員の整理等も考えていかんきゃならんかなという厳しい状況にあるということをご理解いただきたいという風に思います。特にあの、今年度で今役場のOBであります平木課長が今向こうへ行つてますけれども、一定の事務的な整理が終わりますんで、明年以降はその分についても私どもとしてはカットの対象にしていきたいと思っておりますから、相当削減をする覚悟でやらなきゃ運営が上手く行かないのかなという風に思っております。とりあえずはこの予算でご理解をいただいて、努力をさせていただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですか。

○４番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）お諮り致します。報告第３号は報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって報告第３号は報告のとおり受理することに決しました。

（人権擁護委員の推薦に伴う諮問）

○議長（杉本邦雄議長）日程第２６、諮問第１号。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます、町長。

○町長（西田篤正町長）諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。現委員であります橋爪 隆氏が平成２０年９月３０日に任期満了となりますので、下記の者を推薦したいので議会の意見を求めるものであります。橋爪氏につきましては、長年人権擁護委員としてですね、大変ご活躍いただいたんであります。年齢的なこともありまして、本人の方から今回でというお話もありますので、代わって次の方を提案申し上げたいという風に思います。住所、沼田町字共成１９７番地、お名前は横山哲雄氏であります。生年月日、昭和２１年１０月１０日生まれであります。横山哲雄氏につきましては、長い間沼田消防団の第２分団の分団長まで活躍をされ、地域の辛抱も厚くですね、人格識見とも人権擁護委員として適任と考えておりますので、推薦をさせていただきたいという風に思います。平成２０年６月１９日提出、沼田町長でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。諮問第１号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって本案は同意することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長） 日程第２７、諮問第２号。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます、町長。

○町長（西田篤正町長） 諮問第２号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでありますけれども、現委員であります平木恵子氏が平成２０年９月３０日をもって任期を満了となります。したがって次の方を推薦したいということでですね、引き続き平木恵子氏をご提案申し上げますので、ご同意を賜りたいという風に思います。住所は沼田町南１条３丁目８番１３号、お名前平木恵子氏、生年月日は昭和２４年６月１９日生まれであります、平成１７年の１０月１日から１期目の人権擁護委員をなさっていただいておりますが、素晴らしい活動でですね、人権擁護委員としてもっとも適任という風に考えておりますので、引き続きご提案申し上げますので、よろしくお願いを申し上げたいという風に思います。平成２０年６月１９日提出、町長名であります。よろしくどうぞお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長） はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。諮問第２号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって本案は同意することに決しました。

（沼田町選挙管理委員及び補充員選挙）

○議長（杉本邦雄議長） 日程第２８、選挙第１号。沼田町選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題と致します。お諮り致します。選挙の方法については投票による方法と地方自治法第１１８条第２項の規定による指名推薦の方法があります。この際氏名推薦の方法に致したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦によ

ることに決しました。お諮り致します。指名の方法については、議長において指名することに致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって指名は議長においてすることに決しました。それでは指名致します。選挙管理委員に野上哲君、渡邊清君、中澤弘幸君、鎌田真滋君、補充員に繰り上げ第1位に小野幸男君、同じく第2位井上保君、同じく第3位石川定美君、同じく第4位大原正己君を指名致します。お諮り致します。只今議長が指名致しました、野上哲君、渡邊清君、中澤弘幸君、鎌田真滋君の4名を選挙管理委員に、繰り上げ第1位に小野幸男君、同じく第2位井上保君、同じく第3位石川定美君、同じく第4位大原正己君の4氏を補充員にそれぞれ当選人にすることにござ異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって只今指名致しました選挙管理委員4名と補充員4名それぞれ当選人に決しました。ここでちょっと休憩致します。

17時26分 休憩

17時26分 再開

（日程の追加）

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。議事日程の追加についてお諮り致します。只今意見案第3号、国による公的森林整備の促進と国有林野事業の健全化を求める意見書案について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって日程第29、意見案第3号、国による公的森林整備の促進と国有林野事業の健全化を求める意見書案についてを日程に追加することに決定致しました。

（意見案の審議）

○議長（杉本邦雄議長）日程第29、意見案第3号。国による公的森林整備の促進と国有林野事業の健全化を求める意見案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思えます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略す

ることに決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。意見案第3号は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって意見案第3号は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

(閉 会 宣 言)

○議長(杉本邦雄議長) 以上で、本定例会に付記された案件は全て終了致しました。これにて平成20年第2回沼田町議会定例会を閉会致します。大変ご苦労様でした。

17時28分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員